

第 64 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 9 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 議題
4-(2)	第 9 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 概要
5-(1)	第 47 回 食品添加物部会 (CCFA) 議題
5-(2)	第 47 回 食品添加物部会 (CCFA) 概要
6-(1)	第 47 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
6-(2)	第 47 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要
7-(1)	第 22 回 食品残留農薬動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題
7-(2)	第 22 回 食品残留農薬動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要
8-(1)	第 38 回 総会 (CAC) 仮議題 [仮訳]
8-(2)	第 38 回 総会 (CAC) 主な検討課題

第 64 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 27 年 6 月 18 日（木）

13:00 ～ 17:00

場所：大手町ファーストスクエア カンファレンス
イーストタワー 2 階 Room B

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

- ① 第 9 回 食品汚染物質部会
- ② 第47回 食品添加物部会
- ③ 第47回 残留農薬部会
- ④ 第22回 食品残留動物用医薬品部会

○今後検討される議題について

- ⑤ 第38回 総会

2. その他

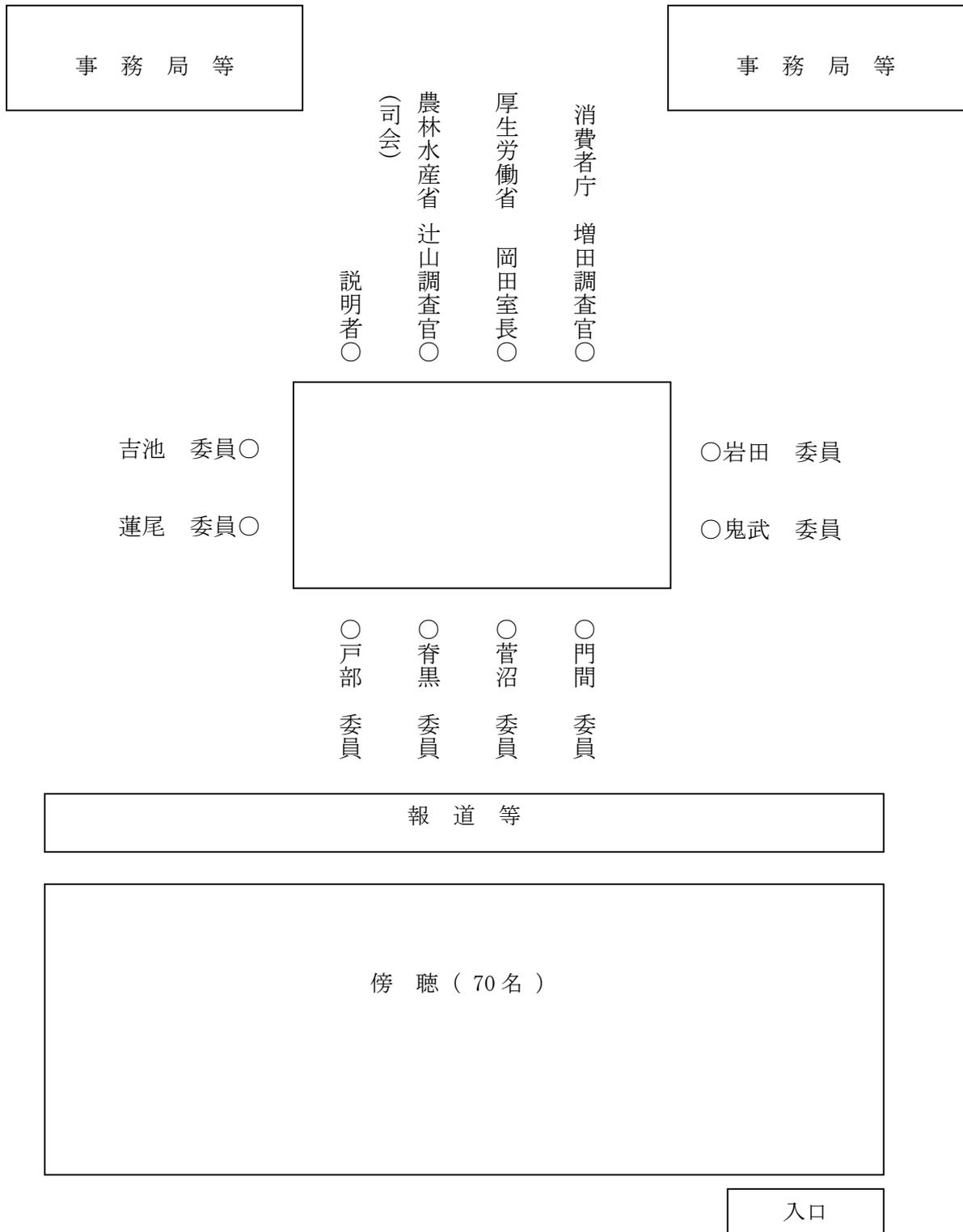
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 64 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 27 年 6 月 18 日 (木)



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 9 回食品汚染物質部会

日時：2015 年 3 月 16 日（月）～3 月 20 日（金）

場所：ニューデリー（インド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（JECFA を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）における特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案（ステップ 7 及び 4）
6	チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4）
7	玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案（ステップ 4）
8	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）
9	乳幼児用穀類加工品、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ、フレーク並びに未加工の穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）中のデオキシニバレノール（DON）の最大基準値原案（ステップ 7）
10	直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン原案
11	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案
12	GEMS/Food へのデータ提出及び利活用に関する討議文書

13	汚染物質の最大基準値の段階的な引き下げ方法に関する討議文書
14	魚類中のメチル水銀の最大基準値に関する討議文書
15	放射性核種に関する討議文書
16	スパイス中のかび毒汚染に関する討議文書（スパイス中のかび毒の最大基準値に関する今後の作業の優先順位）
17	スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成の実行可能性に関する討議文書
18	JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト
19	その他の事項及び今後の作業
20	次回会合の日程及び開催地
21	報告書の採択

第9回食品汚染物質部会（CCCF）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015年3月16日（月）～3月20日（金）

場所：ニューデリー（インド）

2. 参加国及び国際機関

55 加盟国、1 加盟機関、13 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省顧問	山田 友紀子
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	漆山 哲生
農林水産省水産庁加工流通課課長安全推進係長	松島 博英
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	永田 翔
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課汚染物質基準係	上田 悠介
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官	登田 美桜
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課評価調整官	高崎 洋介

4. 概要

議題 1. 議題の採択

事前に送付されている仮議題案が採択され、以下の会期内作業部会の開催に合意した。

- ・ 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂（議題 11）（議長国：ブラジル）
- ・ JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト（議題 18）（議長国：米国）

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項について、Codex 事務局より報告があった。

北米・南西太平洋地域調整部会からの要請による、発酵ノニ果汁中のスコポレチンの安全摂取量に関しては、JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト（議題 18）の中で議論されることとなった。

また、分析・サンプリング法部会（CCMAS）から修正等が求められた、トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンのサンプリングプランについては、ブラジルを議長国とする会期内作業部会で検討することとなり、穀類中のデオキシニバレノール（DON）のサンプリングプランについては議題 9 で議論することとなった。

トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンのサンプリングプランについては、会期内作業部会において、手続きマニュアルに定めるガイダンスに従って CCMAS から指摘された不整合の修正等が行われ、修正案について、再度、CCMAS に承認を求めることとなった。

前回総会において一般原則部会（CCGP）が作成したインフォメーションドキュメントのガイダンスが承認されたことを受けて、本部会が第 6 回会合で合意した「種々のリスク

評価結果を踏まえたリスク管理措置に関するガイダンス」を本部会に関連するインフォメーションドキュメントとして Codex ウェブサイトに掲載することで合意した。また、我が国がオランダと共同で作成し、インフォメーションドキュメント (INF/1) として回付されている「GSCTFF 中の汚染物質及び毒素に関連する議論における情報及び利用のための作業文書」は、CCGP が作成したガイダンスのインフォメーションドキュメントには該当しないこと、今後も本部会の各会合毎に本作業文書の作成を続けることが確認された。

第 36 回総会で採択された Codex の 2014-2020 年の戦略計画の実行状況の検証が行われ、戦略計画と本部会の活動が一致していることを確認し、第 70 回執行委員会及び第 38 回総会への返答が取りまとめられた。

議題 3. FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項

FAO 及び WHO 並びに JECFA が食品中の汚染物質及び毒素に関して実施した作業及び実施予定の作業について説明が行われた。

次回の第 80 回 JECFA (2015 年 6 月) では、汚染物質では、非ダイオキシン様 PCB とピロリジジンアルカロイドの評価が行われることが紹介された。JECFA の評価予定は、各部会の作業状況とデータの利用可能性を考慮して決定され、評価に必要なデータ提供の確約と予定が重要であることが JECFA 事務局より強調された。その他、かび毒サンプリングツールのデータベースの更新や暴露評価データの充実のためのトータルダイエツトスタディに関するプロジェクトの紹介が行われた。

また、Codex トラストファンドで実施したソルガム中のかび毒に関する 3 か年のプロジェクト研究の報告が行われ、アフリカ諸国から研究延長の要請があったものの資金の関係から当初の予定どおり 2015 年で終了し、今後、FAO/WHO が報告書を取りまとめた上で、次回会合に向けてソルガム中のかび毒に関する最大基準値 (ML) 設定やかび毒汚染の防止及び低減措置に関する実施規範作成についての勧告を行うことで合意した。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

FAO/IAEA の食品及び農業分野に関連する活動について報告、説明が行われた。放射性核種のガイドライン値 (GL) に関連する活動は、議題 15 で議論されることとなった。

議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CODEX STAN 193-1995) における特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案 (ステップ 7 及び 4)

(経緯)

2010 年の第 73 回 JECFA において、従来設定されていた暫定週間耐容摂取量 (PTWI) が取り下げられたことを受けて、特に乳幼児、子供の鉛暴露を減らす観点から、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) に収載されている一部の品目 (果実飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実及び野菜缶詰、果実、野菜、穀類) に関して米国を議長国とする EWG を中心として鉛の最大基準値 (ML) の改訂が検討されてきた。

これまでに、乳幼児調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルクについては、0.02 mg/kg から 0.01 mg/kg に引き下げる (前回総会で採択)、熱帯・亜熱帯性果実、かんきつ類、仁果類、核果類、鱗茎類、葉菜類、根塊類、乳、二次乳製品、穀類については現行の ML を維持することに合意した。

第9回会合では、さらなるデータ収集をすべきとして検討が先送りされてきた以下の改訂原案及び改訂案が議論された。

品目	現行 ML(mg/kg)	改訂 ML 案(mg/kg)
直接消費用の果実飲料及びネクター(ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く。)	0.05	0.03 (ステップ 7)
果実缶詰(ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く。)及び野菜缶詰(アブラナ科野菜、葉菜類、マメ科野菜を原料とするものを除く。)	1	0.1 (ステップ 7)
ベリー類及び小型果実類(クランベリー、カラント、エルダーベリーについては現行 ML を維持するかどうかを検討)	0.2	0.1 (ステップ 4)
マメ科野菜類	0.2	0.1 (ステップ 4)
アブラナ科野菜類	0.3	0.1 (ステップ 4)
ウリ科の果菜類	0.1	0.05 (ステップ 4)
ウリ科以外の果菜類(菌類及びきのこ類を除く。)	0.1	0.05 (ステップ 4)

(結果)

直接消費用の果実飲料及びネクターについては、パッションフルーツを原料とする果実飲料についての新たなデータが追加提出されたことを受けて、パッションフルーツを原料とするものも対象から除くとした上で改訂案に合意した。また、ベリー類及びその他小型果実類を原料とする果実飲料は現行 ML を維持した上で、次回会合において、パッションフルーツを原料とする果汁飲料とともに EWG で検討することで合意した。

果実缶詰及び野菜缶詰については、改訂案どおり、ML を引き下げることで合意し、GSCTFF に記載されている個別缶詰食品の ML のうち、改定案で置き換えられる品目については GSCTFF から削除し、改訂案から除外される品目については現行 ML を維持することになった。

ベリー類及びその他小型果実類については、クランベリー、カラント、エルダーベリーを除くとした上で、改定原案に合意し、クランベリー、カラント、エルダーベリーについては現行 ML を維持することで合意した。

マメ科野菜類、アブラナ科野菜類、ウリ科果菜類及びウリ科以外の果菜類については、それぞれ改定原案どおり、ML を引き下げることで合意した。

上記の合意した改訂案及び改定原案は、それぞれステップ 8 又はステップ 5/8 で、第 38 回総会に採択を諮ることとなった。

なお、これまで鉛の ML 改訂作業の EWG において ML 引き下げの可能性の議論をしていない、パッションフルーツを原料とする果実飲料、ベリー類及びその他小型果実類を原料とする果実飲料、ベリー類及びその他小型果実類の缶詰、ジャム・ゼリー類、マンゴーチャツネ、栗・栗ピューレ缶詰、キュウリのピクルス、アブラナ科野菜類の缶詰、葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰、テーブルオリーブ、トマト缶詰、濃縮トマト、菌類及びきのこ類の各品目の鉛の ML については、再度、EWG (議長国：米国) を設置して実態データの解析等を行い、次回会合において検討することとなった。

議題 6. チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値原案 (ステップ 4)

(経緯)

第8回会合において、エクアドルより、第77回 JECFA の評価ではカカオ製品に由来するカドミウム暴露により健康への懸念はないと評価されたものの、コーデックスの ML が存在しないことが特に主たる輸出国である途上国にとって貿易上の障壁になっていることから ML 設定に関する新規作業提案が行われ、第37回総会で承認された。

回付された、エクアドルを議長国とする EWG が作成した作業文書では、カドミウム濃度がカカオ含量に関連することを考慮した上で、以下の ML 原案が提案された。

品目	ML (mg/kg)
1. カカオ分 30%未満のミルクチョコレート	0.20
2. カカオ分 50%未満のチョコレート及び カカオ分 30%以上のミルクチョコレート	0.60
3. カカオ分 50%以上のチョコレート	2.00
4. 最終消費者に販売される又は最終消費者に販売される 調整ココアの原材料として販売されるココアパウダー	1.50

(結果)

EWG の議長国 (エクアドル) から、原案について EWG 内での合意が得られておらず、本会合での合意は難しいことからステップ 2 に差し戻すことが提案された。その結果、再度、EWG (議長国:エクアドル、共同議長国:ブラジル、ガーナ) を設置し、今次会合で寄せられたコメントも考慮して原案を再検討することで合意し、EWG は、次回会合に向けて ML を策定すべき品目を明確に特定し、ML 原案の根拠を提示することとなった。

議題 7. 玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)

(経緯)

第8回会合において、精米及び玄米に含まれる無機ヒ素の ML 原案を検討し、精米については 0.2 mg/kg で合意し、第37回総会にてステップ 5/8 で承認された。一方、玄米中の無機ヒ素については、再度 EWG (議長国:中国、共同議長国:日本) を設置した。新しく提出された含有実態データに基づき、EWG は本部会に対し、以下を勧告した。

- ① 玄米中の無機ヒ素の ML の数値を検討する必要がある。ML 原案として 0.25 mg/kg、0.3 mg/kg、0.35 mg/kg 及び 0.4 mg/kg が提案された。もし部会がある数値に合意したならば、以下についても検討する。
 - (ア) スクリーニング法として総ヒ素の分析を許可する注釈をつけること
 - (イ) ML 適用のガイダンスが必要かどうか検討すること
- ② もしも本部会が、ある ML の数値に合意できなければ、玄米中の無機ヒ素の ML の検討を延期する。その場合、以下を行う。
 - (ア) とう精 (精白) すると精米の無機ヒ素の ML を満たさない可能性のある米が玄米として流通する可能性を排除するためのメカニズムの検討
 - (イ) 加盟国に対しさらなるデータの提供の要求
- ③ 分析法については、本部会が適切な分析法を 1 つ特定し、このクライテリアへの変換を分析・サンプリング法部会に依頼する。

(結果)

ML 設定の要否については、消費者の健康保護のため精米だけでなく玄米にも ML 設定が必要との立場を示す国が多かったため、部会は玄米中の無機ヒ素の ML を設定することを決定した。

ML 原案については、多様な意見、提案があったものの、最終的に、ML 超過率（約 2%）が適当と考えられる 0.35 mg/kg をステップ 5 で予備採択するよう第 38 回総会に要請することで合意した。なお、我が国（0.4 mg/kg を主張）並びに EU 及びノルウェー（0.25 mg/kg を主張）がこの決定に対して留保した。

また、インドが、主産地の 1 つである自国のデータが含まれていないと強く主張した結果、インド等から追加提出されるデータを再設置される EWG（議長:日本、共同議長:中国）において既存のデータとともに解析し、その結果を次回会合で検討することで合意した。

品目/製品	ML (mg/kg)	ML が適用となる品目の部位	注釈
玄米	0.35	品目全体	本 ML は無機ヒ素に関するものである。国または輸入者は、コメ中の無機ヒ素の ML 適用に当たって、コメ中の総ヒ素分析のスクリーニングとしての使用を決定できる。もし総ヒ素濃度が無機ヒ素の ML 未満なら、それ以上の検査は求められず、その試料は ML を満たすと判断される。もし総ヒ素濃度が無機ヒ素の ML を超える場合は、無機ヒ素濃度が ML を超えるかどうかを決定するため、フォローアップ検査が行われなければならない。

議題 8. コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案（ステップ 4）

（経緯）

第 8 回会合において本実施規範（COP）作成の新規作業に合意し、第 37 回総会で承認され、我が国を議長国とする EWG（共同議長国:中国）において検討し、原案が作られた。

原案は、「1. 序章」、「2. 範囲」、「3. 用語の定義」、「4. ヒ素汚染の防止及び低減の手段」、「5. モニタリング」、「6. リスクコミュニケーション」、「7. 低減手段のさらなる議論のために必要な情報」の 7 章からなる。EWG は、本部会に対して以下を勧告した。

- ① 原案のうち、「序章」及び「範囲」の章のみを検討すること
- ② 追加の情報及びデータの収集を行い、第 10 回会合で検討する原案を作成するための EWG を再度設置すること

（結果）

EWG の議長である我が国に議事進行がほとんど任された結果、今後の規範策定作業の鍵となる「1. 序章」、「2. 範囲」の章について合意が得られた。本実施規範の内容の充実に資する低減技術の開発、実証試験等が進行中であることから、それらの結果が得られ次第、実施規範に適切に反映できるよう、再度、EWG（議長国：日本、共同議長国：中国）を設置し、ステップ 2 で原案を策定して、次回会合において検討することで合意した。

議題 9. 乳幼児用穀類加工品、小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ、フレーク並びに未加工の穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）中のデオキシニバレノール（DON）の最大基準値原案（ステップ7）

（経緯）

本部会では、過去にも穀類の DON の ML の検討が度々行われてきたが、その都度含有実態に関するデータが不足しているとして、作業が中断されてきた。本作業は 2010 年の第 72 回 JECFA での評価において多くの含有実態データが収集されたことから、これを基礎として 2011 年の第 5 回会合から作業が再開されたもの。

2013 年の第 36 回総会で ML 原案と関連するサンプリングプランが予備採択され、昨年（2012）年の第 8 回会合でも引き続き案の検討が行われたが、未加工の穀類に ML を作るべきか否かや、ML 案の数値に関して意見に大きな相違があり、双方の妥協点が見いだせなかったことから議論を中断し、ステップ 7 に保留となっていた。

（結果）

我が国は、GSCTFF の ML 設定の規準に従い、国際的に貿易される主たる形態である未加工の穀類を対象に ML を策定すべきことを主張し、その他の多くの加盟国は未加工の穀類と穀類のフラワー等の 2 種類の ML 設定を支持する意見が多かった。

しかしながら、主として穀類の輸出国側は、加工工程で DON の低減は可能であり、穀類のフラワー等の ML があれば未加工の穀類の ML は不要であること、未加工の穀類への ML 設定は貿易上の障壁や気候条件によって DON の感染が高まった際に食料供給に悪影響を及ぼす可能性があることを主張した。

議論の結果、妥協案として、ML の適用対象を「未加工の穀類 (raw cereal grains)」から「加工向け穀類 (cereal grains destined for further processing)」に変更し、その注釈で加工向けの定義を明記することで、加工向け穀類、穀類のフラワー等の案にそれぞれ合意した。この決定に対して、より低い ML を主張するロシアが両方の ML 案について留保し、EU 及びノルウェーが DON 暴露量及び健康上の指標値を超過するグループの増加をもたらすとして穀類のフラワー等の ML 案について留保した。

乳幼児用食品については、案より高い ML でも健康保護に十分であるとして“dry matter basis”で 0.5 mg/kg 又は“as consumed”で 0.2 mg/kg のいずれかを主張する国がある一方で、案の 0.2 mg/kg でも健康保護の観点から十分ではないとして、さらに低い ML を主張する国もあった。しかしながら、ML 案は実態調査データから十分に達成可能であり、乳幼児の脆弱性を考えれば ALARA の原則からできる限り低い水準とすべきとの意見が多く、dry matter basis で 0.2 mg/kg とする案に合意した。米国、カナダ、ロシアはこの決定に留保した。

穀類中の DON のサンプリングプラン等については、トウモロコシ中のフモニシンと同様のサンプリングプランを使用することで合意し、穀類の加工品にも適用拡大した上で、修正したものに関して CCMAS の承認を求めることで合意した。

品目/製品	ML (mg/kg)	ML が適用となる品目の部位	注釈
乳幼児用穀類加工品	0.2	ML は乾物のままで適用する。	乳児（生後 12 ヶ月まで）及び幼児（12-36 ヶ月）向けの穀類を主原料とする全ての食品

小麦、トウモロコシ又は大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク	1		
加工向け穀類（小麦、トウモロコシ、大麦）	2		“加工向け”とは、食品原材料として使用される前、さもなくば食用としての加工又は提供の前に、DON 濃度を低減する追加の加工/処理を受けることが意図されているものを指す。加盟国は、濃度を低減する加工を規定できる。

議題 10. 直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン原案

（経緯）

2013 年の第 7 回会合において、インドより、落花生については現在コーデックスにおいて加工用しか ML が設定されておらず、消費者の健康保護及び公正な貿易の確保の観点から、直接消費用についても ML を設定すべきことが提案され、昨年部会で新規作業に合意した。インドを議長国とする EWG が作成した直接消費用落花生の ML 原案では、総アフラトキシンとして 10 µg/kg が提案された。

（結果）

我が国は直接消費用落花生の実態調査データに基づいて ML 原案を検討するよう主張したが、原案を支持する意見も多くあり、結果として 4, 8, 10 及び 15 µg/kg の 4 種の仮想 ML に基づく暴露量及び違反率のインパクト評価を JECFA に依頼し、ML 原案はステップ 4 に留め置き、JECFA によるリスク評価終了後に検討を再開することで合意した。

ML 適用対象となる直接消費用落花生の範囲については、GSCTFF における木の実類の ready to eat の定義（食品原材料として使用される前、さもなくば食用としての加工又は提供の前に、アフラトキシン濃度を低減する追加の加工/処理を受けることが意図されていないもの）を適用し、複合原料からなる調製品は除くことで合意した。

議題 11. 穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案

（経緯）

第 8 回会合において議論された討議文書において、穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関して利用可能な新たな技術や規範があることが確認されたことを受けて、EWG（議長国：ブラジル）により改訂原案が作成された。我が国も、EWG メンバーとして我が国で実践されている麦類のかび毒汚染の防止及び低減技術に関する情報を提供し、改訂原案作成に貢献した。なお、EWG において麦角アルカロイドに関する付属書の追加が新たに提案されており、この是非についても議論された。

(結果)

会期内作業部会において、EWG 議長国のブラジルが作成した修正改訂案（各国から事前提出されたコメントを反映させたもの）に基づいて検討が行われた。作業部会は、麦角アルカロイドに関する付属書については検討が十分でないとして削除すること、DON（トリコテセン類）の付属書に関しては加工工程における低減対策を追記することで合意した。

本会合では、会期内作業部会から提案された修正原案について、本文のみステップ 5 に進め、第 38 回総会に予備採択を諮り、付属書についてはステップ 2 に戻して、再度 EWG（議長国：ブラジル、共同議長国：米国、カナダ）で検討することで合意した。なお、麦角アルカロイドについては、ドイツが次回会合に向けて討議文書を作成することで合意した。

議題 12. GEMS/Food へのデータ提出及び利活用に関する討議文書

(経緯)

本部会の EWG において、過去に GEMS/Food と異なる形式でデータ要求がなされたり、同一目的で複数回データ要求が出されたりする状況があった。GEMS/Food と本部会の仕事とのリンクが重要であり、EWG が収集したデータは GEMS/Food にも登録され、また EWG は GEMS/Food から必要なデータを得られる必要がある。そのため、GEMS/Food 事務局（WHO）は FAO、EWG 議長国と協力し、ガイダンスを作成することが第 8 回会合において合意された。

(結果)

次回会合のサイドイベントとして、WHO 事務局が GEMS/Food へのデータ提出に関するワークショップを開催することに合意した。我が国からは、現在の GEMS/Food のデータベースは GSCTFF に収載されている ML が策定済みのすべて品目をカバーしていない問題点を指摘するとともに、ML や実施規範の策定に必要な関連情報も GEMS/Food のデータベースに取り込むべきであると主張した。

本部会は、ML を策定する際は、GEMS/Food のデータベースをできる限り活用すること、データベースに収載されていない追加情報を収集する際には GEMS/Food 事務局にデータ収集様式に関して相談することで合意した。

議題 13. 汚染物質の最大基準値の段階的な引き下げ方法に関する討議文書

(経緯)

第 8 回会合において、穀類中の DON の ML 案に関して、より低い値を求める意見が多く ML 案の合意に至らない状況や、トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの ML の議論で今後の JECFA の暴露評価結果を考慮して 3 年以内に ML を見直すことになったことを受けて、FAO、WHO、コーデックス事務局が討議文書を作成して検討することとなったもの。

討議文書では、食料の安定供給と消費者の健康保護に関する立場の違いから ML の合意に至らない場合を想定し、健康保護の観点からは高めの数値であっても ML があった方がよい場合はそれを採用し、COP の実施などを前提として一定期間後に ML の引き下げを検討するという基本的な考え方や本アプローチ適用のための原則が提案された。

(結果)

多くの加盟国が本アプローチへの疑問、懸念、問題点を指摘した結果、本部会は本アプローチを一般的に使用することには合意せず、さらなる討議文書の作成も行わないこととなった。ただし、将来を含め、関連する ML の議論の際には、必要に応じて本アプローチの採用を検討することとなった。

議題 14. 魚類中のメチル水銀の最大基準値に関する討議文書

(経緯)

魚類中のメチル水銀のガイドライン値 (GL) (魚類 0.5 mg/kg、捕食性魚類 1 mg/kg) の見直しが検討されている。第 8 回会合では、摂食指導は各国・地域が魚食の状況を考慮して導入するものであり、国際的には取り組まないこととされた一方、適切な ML や対象魚種についてはさらに検討が必要であるとされたことから、EWG を設置して (議長国：日本、共同議長国：ノルウェー) 引き続き検討することとなった。

EWG では、国際貿易量及び実態データをもとに、ML の適用対象種の候補としてマグロ類を特定した。さらに現行の捕食性魚類に設定されている GL (1 mg/kg) を含め、メチル水銀の ML 原案 (1、2、3、4 及び 5 mg/kg) について、違反率及びメチル水銀摂取量の減少率を検討した。その結果、部会に対して、以下を検討するよう勧告された。

- (1) ML 設定の必要性について再度検討する。
- (2) (1)の検討の結果、ML が必要となった場合には、EWG の検討結果をもとに ML 及び適用魚種を検討する。

(結果)

EWG の勧告に基づいて、まず ML 設定の必要性について議論をした結果、多くの国が ML 設定を支持した。また、そのうちの多くが、マグロ類だけでなく、メチル水銀濃度が高いその他の魚種 (サメ、カジキ等) にも ML を設定すべきとの意見であった。そのため、再度 EWG (議長国：日本、共同議長国：ニュージーランド) を設置した上で、マグロ類だけでなく、メチル水銀濃度が高いその他の魚種についても ML 案を検討し、新規作業開始のためのプロジェクトドキュメントを含む討議文書を次回会合に向けて用意することとなった。

議題 15. 放射性核種に関する討議文書

(経緯)

第 8 回会合において、国際原子力機関 (IAEA) から、食品と飲料水に含まれる放射性物質の基準を議論する国際機関間の WG の取り組みについて報告があり、各種の国際基準の間で大きな違いはないものの、コーデックス GL に関して以下の 4 点の指摘があった。

- GL が適用される“食品生産の段階”とは具体的にどの段階を意味するのか。
- 原子力に係る緊急事態発生後、食料貿易の GL を適用する期間はいつまでか。
- 食品中の放射性物質に関して、妥当性が国際的に確認された分析法とは何か。
- GL の導入を強化するためのサンプリングプランの開発ができるか。

これらの論点を踏まえ、さらなる作業の必要性と実行可能性を議論するため EWG (議長：オランダ、共同議長：日本) を設置することが決定され、現在の GSCTFF の解釈と導

入を促進するための新たなガイダンスを作成する必要があるかどうかについても EWG で併せて検討された。

(結果)

EWG 議長国のオランダから、指摘事項への検討結果と GL の解釈と導入を促進するための新たなガイダンスを作成する必要性はないとの EWG における結論が紹介された。

IAEA から、「核及び放射線緊急時に汚染された食品と飲料水管理に関する技術文書 (TECDOC)」が次回会合までに公表される予定であること等が情報提供された。また、EU から、国際放射線防護委員会 (ICRP) が、現在、線量係数の改定作業を行っており、その結果を待つべきであるとの意見があった。

これらを受けて、本部会はそれらの関連する報告書等が利用可能となるまで、GL の改訂等に関連する新規作業は行わないことで合意した。

議題 16. スパイス中のかび毒汚染に関する討議文書 (スパイス中のかび毒の最大基準値に関する今後の作業の優先順位)

(経緯)

第 8 回会合で、インド及びインドネシアから、それぞれスパイス及びナツメグ中のアフラトキシンの ML 設定に関する新規作業提案があり、まずはスパイス中のかび毒についてレビューする討議文書を作成し、優先順位を付けて今後の作業を行うことに合意した。EWG (議長国：インド) が作成した討議文書では、スパイスの中では、唐辛子、パプリカ、ナツメグ、ショウガ、ターメリック、コショウ、クローブ、ニンニク、ゴマ、マスタードシードの優先度が高く、かび毒としてはアフラトキシン及びオクラトキシン A について ML を策定すべきことが勧告された。

(結果)

ゴマは主として油糧種子であることからリストから削除すべきとの意見やシナモンをリストに追加すべき等の意見はあったものの、スパイスの優先リストについては概ね支持が得られた。また、同じ植物であっても、加工の程度により、生鮮果実・野菜、加工果実・野菜、スパイスと複数の分類に該当する可能性もあり、残留農薬部会 (CCPR) が作成した食品・飼料の分類を使用することが提案された。

ML を設定すべきスパイスとかび毒の組合せについてのさらなる検討が必要であることから、再度、EWG (議長国：インド、共同議長国：インドネシア、EU) を設置し、次回会合に向けて新規作業のプロジェクトドキュメントや検討原案を含む討議文書を作成することで合意した。

議題 17. スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成の実行可能性に関する討議文書

(経緯)

第 8 回会合で個別のスパイス中のかび毒の汚染防止、低減に関する COP の新規策定提案に関して、穀類のかび毒に関する COP と同様に、スパイスのかび毒汚染防止、低減に関する一般的な COP の作成を目指して、必要に応じて特定のかび毒及びスパイスに關す

る付属書の検討を行うべきことが提案され、EWG（議長国：スペイン、共同議長国：オランダ）を新規に立ち上げ討議文書を作成することで合意したものの。

EWGからは、世界的に利用可能なデータに基づいてCOP作成が可能であるとして、新規作業が提案された。

（結果）

COPの作成には多くの支持が得られたことから、今回の討議文書に示された骨子案に基づく実施規範作成の新規作業について総会に承認を求めることで合意した。EWG（議長国：スペイン、共同議長国：インド、オランダ）が次回会合に向けて規範本文の原案を作成するとともに、かび毒と香辛料の組合せ毎の付属書の骨子を含む討議文書を用意することとなった。

なお、「スパイス及び乾燥芳香性ハーブ類の衛生実施規範」を策定した食品衛生部会（CCFH）へは、本新規作業開始についての情報提供に留め、本規範の作業が完了するまで当該衛生規範におけるかび毒に係る措置の記述の削除を求めないこととなった。

議題 18. JECFA による汚染物質及び自然毒の評価の優先リスト

（経緯）

JECFAに評価を依頼する汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行うものである。

第8回会合で合意したリストには、3-MCPD エステル、グリシドールエステル、ピロリジジナルカロイド、非ダイオキシン様 PCB、ステリグマトシスチン、ジアセトキシシルペノール、フモニシン（暴露評価）、アフラトキシシン（暴露評価）が掲載されていた。

（結果）

リストに掲載されていたもののうち、3-MCPD エステル、グリシドールエステル、ステリグマトシスチン、ジアセトキシシルペノール、フモニシン及びアフラトキシシンの6物質は維持し、次回の第80回 JECFA（2015年6月）で評価が行われる非ダイオキシン様 PCB とピロリジジナルカロイドは削除することとなった。

我が国からは3-MCPD エステル、グリシドールエステルの実態調査データの提出状況、グリシドールエステルに関する暴露評価や暴露マージン（MOE）の算出を含むリスク評価の実施状況について情報提供を行った。

また、直接消費用落花生のアフラトキシシンに関する異なるMLによる暴露評価及びインパクト評価（議題10参照）、ノンジュース中のスコポレチンのリスク評価（議題2参照）、無機ヒ素の非発がん影響評価、ダイオキシンのリスク評価の更新の4物質の評価を新たにリストに追加することで合意した。

議題 19. その他の事項及び今後の作業（略）

議題 20. 次回会合の日程及び開催地

次回の第10回会合は、オランダのロッテルダムで2016年4月に開催予定。

議題 21. 報告書の採択（略）

食品汚染物質部会（CCCF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
直接消費用の果実ジュース及びネクター（ベリー類及びその他の小型果実類からのみを原料とするものを除く）、果実缶詰（ベリー類及びその他の小型果実類の缶詰を除く）、野菜缶詰（アブラナ科野菜類の缶詰、葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰を除く）、ベリー類及びその他の小型果実類（クランベリー、カラント、エルダーベリーを除く）、クランベリー、カラント、エルダーベリー、アブラナ科野菜類、マメ科野菜類、ウリ科の果菜類、ウリ科以外の野菜類（キノコ類を除く）中の鉛の最大基準値の改訂案及び改訂原案	8 及び 5/8	第 38 回総会
乳幼児用穀類加工品；小麦、トウモロコシ及び大麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク；加工用途向けの穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）のデオキシニバレノールの最大基準値案、サンプリングプラン及び分析法の性能規準を含む	8	第 38 回総会 第 37 回 CCMAS
玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案	5	第 38 回総会 電子作業部会 (議長国：日本/中国) 第 10 回 CCCF
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案	5	第 38 回総会 第 10 回 CCCF
直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案、サンプリングプランを含む	4	--
選択された果実類及び野菜類（生鮮品及び加工品）中の鉛の最大基準値原案	2/3	電子作業部会 (議長国：米国) 第 10 回 CCCF
チョコレート及びカカオ製品中のカドミウムの最大基準値原案	2/3	電子作業部会 (議長国：エクアドル/ブラジル/ガーナ) 第 10 回 CCCF
コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	2/3	電子作業部会 (議長国：日本/中国) 第 10 回 CCCF
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の付属書の改訂原案	2/3	電子作業部会 (議長国：ブラジル/米国/カナダ) 第 10 回 CCCF
スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	1/2/3	第 38 回総会 電子作業部会 (議長国：スペイン/インド/オランダ) 第 10 回 CCCF

事項	ステップ	今後のアクション
GSCTFF 中の鉛の最大基準値の廃止（グレープフルーツ缶詰、マンダリンオレンジ缶詰、マンゴー缶詰、パイナップル缶詰、フルーツカクテル缶詰、熱帯果実サラダ缶詰、アスパラガス缶詰、ニンジン缶詰、成熟した加工済みエンドウマメ缶詰、キノコ類缶詰、パルミート（ヤシの芯）缶詰、スウィートコーン缶詰）	--	第 38 回総会
トウモロコシ（穀粒）及びトウモロコシ製品（フラワー及びミール）中のフモニシン類（B ₁ +B ₂ ）に関するサンプリングプラン	--	第 37 回 CCMAS
麦角アルカロイド	--	ドイツ 第 10 回 CCCF
魚類中のメチル水銀の最大基準値	--	電子作業部会 （議長国：日本、ニュージーランド） 第 10 回 CCCF
スパイス中のかび毒の最大基準値	--	電子作業部会 （議長国：インド/EU/インドネシア） 第 10 回 CCCF
JECFA による評価を提案する汚染物質及び自然毒の優先リスト	--	第 10 回 CCCF
GEMS/Food へのデータの提出及び利用	--	--
汚染物質中の最大基準値の段階的引き下げに関するアプローチ	--	--
食品中の放射性核種	--	--

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTFF）について （Codex STAN 193-1995）

● 内容

- ✓ コーデックス委員会における、食品及び飼料中の汚染物質、毒素に対処する際の原則を記載した規格。
- ✓ コーデックス委員会で採択された、食品及び飼料中の汚染物質、自然毒の最大基準値（ML: maximum level）及び関連するサンプリングプランに関するリストも含む。（飼料の ML は、飼料から畜産物への移行が公衆衛生上の問題となる場合に限る。）

● 汚染物質に関する原理原則

- ✓ 食品及び飼料中の汚染物質濃度は、適切なリスク評価に基づいて、GAP や GMP のような適正規範を通して、合理的に達成可能な範囲でできる限り低くすべきである。
- ✓ 食品及び飼料の汚染の低減対策を確実に実行するため、汚染源対策、GAP、GMP からなる実施規範（Code of Practice）を策定すべきである。
- ✓ 食品及び飼料の汚染の程度、低減対策の効果は、モニタリング、サーベイランス、その他の調査計画によって評価されなければならない。
- ✓ 汚染物質を含む食品を食べることが原因と考えられる健康への悪影響がみられた場合、リスク評価を行う必要がある。健康上の問題が実証されたなら、状況やあらゆるリスク管理措置の選択肢の評価に基づき、リスク管理措置をとらなければならない。問題と解決策の評価結果によっては、ML やその他の措置の策定が必要な場合もある。措置により健康や安全性が十分確保できない場合、特殊なケースでは、摂食指導もその他の規制措置を補完するものとして検討すべきかもしれない。
- ✓ 食品及び飼料の汚染に関する国別措置は、貿易上の不要な障壁を作らないようにしなければならない。GSCTFF の目的は、汚染問題の排除、低減のためのガイダンスの提供並びに貿易障壁及び紛争を防止しうる勧告により国際的な調和を促進することである。

● 基準値設定の原理原則

- ✓ ML は、消費者の汚染物質の総暴露量に対して、有意な量で汚染物質が検出される可能性のある食品についてのみ設定する。
- ✓ ML は、消費者が十分に保護されるように設定する。同時に、その他の正当な要因も考慮する必要がある。
- ✓ コーデックスによって規定された GAP、GMP の原則を適用する。ML は、国際貿易に不当な障壁をもたらさないよう、世界的に受け入れ可能な値を導く適正な科学的原則に基づかなければならない。

● 最大基準値（ML）設定の規準（クライテリア）の概要

- ✓ MLは、公衆衛生上の重大なリスクをもたらし、かつ、国際貿易上の既知又は予測される問題をもたらす汚染物質についてのみ設定すべき。
- ✓ MLは、汚染物質への消費者の総暴露量にとって有意な食品に関してのみ設定すべきである。（汚染物質の暴露において、1地域において耐容量の10%以上の寄与がある食品、2つ以上の地域において耐容量の5%以上の寄与がある食品、ある集団に対して無視できない影響がある食品）
- ✓ MLは、合理的に達成可能な最も低い値かつ消費者を保護するために必要なレベルに設定すべき。毒性学的に受け入れ可能な場合には、MLは食品及び飼料の生産と貿易の不必要な混乱を避けるため、現在の適切な技術的方法で生産される食品及び飼料中の通常の濃度範囲をわずかに上回るレベルに設定すべき。可能な場合、GMP、GAPの検討に基づくべき。
- ✓ ML案は、国際的に貿易される製品の場合、主要な生産地域や方法を含む、さまざまな国やソースからのデータに基づくべき。（科学的な証拠がある場合には、より限られたデータでも十分な場合がある。）
- ✓ 製品群全体の汚染パターンに関する十分な情報が利用可能な場合等には、MLは製品群に関して設定することができる。
- ✓ MLの数値は、受入可能な場合には、規則的な数字（0.01、0.02、0.05、0.1、0.2、0.5、1、2、5等）で表すことが望ましい。
- ✓ MLは、ロットごとの代表的な試料に適用すべき。必要に応じて、適切なサンプリング法を指定すべき。
- ✓ MLは、食品、飼料の検査機関が容易に設定及び適用できる分析法によって分析できる濃度より低くしてはならない。（ただし、健康保護のために低いMLが必要な場合を除く。）いかなる場合も、MLの監視が可能な妥当性の確認された分析法が利用可能でなければならない。
- ✓ MLが適用される分析対象の汚染物質は明確に定義する必要がある。
- ✓ MLを適用する分析すべき製品は明確に定義する必要がある。一般に、MLは一次製品に対して設定される。MLは一般に生鮮重に基づく製品自体に対する汚染物質の量として表すことが望ましい。
- ✓ 一次製品に対して設定されたMLの加工製品及び複数の原材料から成る製品への適用可能性について、指針を提供することが望ましい。
- ✓ MLは、公衆衛生の観点からの受け入れ可能性に関する主要な（理論最大摂取量とリスク推定）手法において受け入れられるレベルを超えないことが望ましい。もし、その他の規準に関して問題が生じる場合には、GAP、GMPの改善による汚染の低減の可能性を評価し、それでも解決が困難な場合には受入可能なMLに合意できるよう、さらに緻密なリスク評価やリスク管理の評価を行う。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 47 回コーデックス食品添加物部会

日時：2015 年 3 月 23 日（月）～ 3 月 27 日（金）

場所：西安（中国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項
3(a)	FAO / WHO 及び第 79 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 79 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合
5(a)	表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：(i) 「pH 調整剤」以外の機能がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表 3 に規定される食品添加物-第 46 回 CCFA からの持ち越し
5(b)	表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能がある「乳化剤、安定剤、増粘剤」
5(c)	食品分類 01.2～08.4（食品分類 04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3 及び 05.1.4 を除く）の表 1 及び 2 の食品添加物条項
5(d)	食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項
5(e)	シクロテトラグルコース (INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ

	(INS 1504(ii))及びナイシンの条項(INS 234)
5(f)	食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂の提案
5(g)	選択された甘味料の食品添加物条項への注釈 161 の使用に関する討議文書
5(h)	食品添加物条項の新規／改定の提案 (CL 2014/15-FA への回答)
6	食品添加物の国際番号システム (INS) の変更／追加に関する修正原案の提案
7(a)	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案 (CL 2014/13-FA への回答)
7(b)	6 種類の着色料の優先順位を再評価するためのデータの利用可能性の情報提供依頼 (CL 2014/14-FA への回答)
7(c)	二酢酸カリウムの商業的利用の情報 (CL 2014/24-FA への回答)
8	副次的添加物に関する討議文書
9	コーデックス文書における香料に関する用語の不一致に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地

第47回コーデックス食品添加物部会（CCFA）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015年3月23日（月）～3月27日（金）

場所：西安（中国）

2. 参加国及び国際機関

51加盟国、1加盟機関（EU）、32国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 専門官	山本 秀行
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 主査	黒岩 健二
厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課 主査	鈴木 雅晶
農林水産省消費・安全局消費安全政策課 調査官	辻山 弥生
農林水産省消費・安全局消費安全政策課 課長補佐	阪本 和広
農林水産省消費・安全局消費安全政策課 係長	中村 亮太
国税庁課税部鑑定企画官付 調整係長	太田 萌
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課	鹿田 浩一
国立医薬品食品衛生研究所添加物部 部長	穂山 浩

テクニカルアドバイザー

（公社）日本食品衛生協会

脊黒 勝也

4. 概要

議題1. 議題の採択

仮議題を議題として採択した。

また、以下の会期内作業部会を開催することに合意した。

- －承認及び整合に関する作業部会（議長国：オーストラリア）：コーデックス個別食品規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂（議題4a）、個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物に関する一般規格（GSFA）¹の関連条項の整合（議題4b）、
- －食品添加物の国際番号システム（INS）に関する作業部会（議長国：イラン）：INSの変更／追加に関する修正原案の提案（議題6）
- －JECFAによる評価のための食品添加物の優先リストに関する作業部会（議長国：カナダ）：優先リストへの追加及び変更の提案（議題7a）、6種類の優先される着色料の再評価のためのデータの利用可能性に関する情報（議題7b）、及び食品への二酢酸カリウムの商業的使用に関する情報（議題7c）

¹ コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則（食品添加物の安全性、使用の妥当性及び適正製造規範（GMP）の考え方等）、食品へのキャリーオーバー（食品の原材料の製造等に使用した食品添加物が食品中に存在すること）の考え方等の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

議題 2. コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項 (経緯)

総会及びその他部会等から付託された、又は関連する事項について検討した。

(結果)

○コーデックス戦略計画 2014-2019

部会は、第 70 回執行委員会 (CCEXEC) 及び第 38 回総会 (CAC) に回答することに合意した。(具体的な回答内容は、第 47 回 CCFA 報告書の Appendix II 参照)

○第 36 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) からの付託事項

GSFA の序文への規準の追加

部会は、「CODEX STAN 72-1981 に含まれる食品に食品添加物を使用するためには、生後 12 週以下の幼児に安全に使用できるという JECFA の評価が必要」という規準を GSFA の序文に追加することについて、関連する情報は全て序文 3.1 節(b)に既に含まれているため追加する必要はない旨、CCNFSDU に通知することに合意した。また、JECFA 事務局が乳児用調製乳に使用する食品添加物に関する評価の確認結果を次回会合において報告することになった。

個別食品規格 (CODEX STAN 72-1981) の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合

部会は、以下の点を CCNFSDU に通知することで合意した。

- ① 現在 CCFA が行っている整合化の作業は、活動休止中の個別食品部会によって策定された食品規格を対象としていること
- ② 個別食品部会が活動中の場合は、当該個別食品部会が CCFA で検討するための修正提案を作成すること

GSFA に掲載されているが対応する同一性及び純度の規格がない食品添加物

部会は、コーデックス事務局が回付文書を介して、食品での硫酸水素カリウム (INS 515(ii))、ソルビン酸ナトリウム (INS 201) 及び亜硫酸水素カルシウム (INS 227) の商業的使用に関する情報を要請することに合意した。提供された情報に基づき、第 48 回部会では、以下のいずれかの勧告をすることで合意した。

- a) 商業的使用の情報がない食品添加物を GSFA から削除する
- b) 第 49 回部会までに JECFA の評価に必要なデータが提供されなければ、当該食品添加物を GSFA から削除するという理解の下、JECFA により評価される物質の優先リストに掲載する。

議題 3(a). FAO / WHO 及び第 79 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

(経緯)

第 79 回 JECFA (2014 年 6 月 17 日～26 日、スイス、ジュネーブ) の結果について、JECFA 事務局より報告がなされた。主な結果は以下のとおり。

ADI のステータスの変更により必要となる対応に関する最終勧告及び他の勧告は、第 47 回 CCFA 報告書の Appendix III にまとめられた。

(結果)

乳児用調製乳に使用する食品添加物の規格における鉛の上限

部会は、乳児用調製乳に使用する食品添加物（グリセリンクエン酸脂肪酸エステル (INS 472c)、ペクチン(INS 440)、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム(INS 1450)) について、乳児用調製乳中の鉛の上限値(0.01 mg/kg) を上回る可能性があることから、これらの同一性及び純度の規格における鉛の上限値について、ケース・バイ・ケースでより低い値を設定することに合意した。

また、部会は JECFA に対して、第 79 回 JECFA で評価された上記 3 つの食品添加物に関して対応を要請するとともに、乳児用調製乳での使用が提案される可能性がある食品添加物の将来的な評価を要請した。

加工デンプン

JECFA 事務局は、第 79 回 JECFA が、加工でんぷんの同一性及び純度の規格のモノグラフを 16 の個別の規格モノグラフに分割することを勧告したことを説明し、2016～2017 年の間に同作業を完了させることを目的として、計画された作業の完了に必要なデータと情報を call for data によって要請すると、部会に通知した。

議題 3(b). 第 79 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案

(経緯)

第 79 回 JECFA で規格又は暫定規格が検討された添加物について、JECFA 事務局から検討結果の報告がなされた。

(結果)

新規に評価した食品添加物 1 品目、過去に評価した食品添加物 10 品目及び新規の香料 25 品目について同一性及び純度に関する規格が策定された。

結論

部会は、食品添加物及び香料の規格をステップ 5/8 で採択するよう、第 38 回総会に諮ることに合意した（具体的な品目一覧は第 47 回 CCFA 報告書の Appendix IV, PartA 参照）。また、部会は、2,5-ジメチル-3-アセチルチオフェン (No.1051) の同一性及び純度に関する規格の廃止について第 38 回総会に諮ることに合意した。

議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認/改訂

(経緯)

各食品部会から付託された個別食品規格における食品添加物条項について、会期内作業部会（議長国：オーストラリア）での検討を踏まえ、部会で議論された。

(結論)

部会は、4 つの部会から提案された食品添加物条項に関して、承認に関する会期内作業部会の勧告を検討した。

○第 27 回加工果実・野菜部会 (CCPFV)

- ・部会は、会期内作業部会によって修正された「特定の野菜缶詰の規格（マッシュルームの付属書）」(CODEX STAN 297-2009) の食品添加物条項を承認した。
- ・部会は、第 27 回 CCPFV の提案どおり、「果物・野菜漬物の規格」(CODEX

STAN260-2007)に係る急速冷凍野菜の規格案(にんじん、とうもろこし、ねぎの付属書)の改訂及び新規食品添加物条項を承認した。

- ・部会は、第27回CCPFVの提案どおり、「果実缶詰規格案(マンゴー缶詰及び西洋梨缶詰の付属書案)」について、規格案の食品添加物条項を承認した。
- ・部会は、第27回CCPFVの提案どおり、「朝鮮人参製品の規格案」について、食品添加物条項を承認した。

○第19回アジア地域調整部会(CCASIA)

- ・部会は、CCASIAの提案どおり、「非発酵大豆製品の地域規格」について、食品添加物条項を承認した。ただし、トコフェロール(INS 307a,b,c)、カラメルII-亜硫酸塩カラメル(INS 150b)及びカラメルIV-亜硫酸塩アンモニアカラメル(INS 150d)の条項については、最大使用量に基づく摂取量がADIを超えるおそれがあることから承認しなかった。
- ・塩化カリウム(INS 508)の条項については、塩化カリウムがGSFAの表3に掲載されており、食品分類6.8.1に該当する製品にGMPで使用可能であることから、削除すべきとの提案があった。検討の結果、部会は、塩化カリウムがGMPで使用可能かどうか明確にするようCCASIAに要請することに合意した。

○第36回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

- ・部会は、第36回CCNFSDUの提案どおり、「乳児用調製乳・特殊医療用調製乳の規格」(CODEX STAN72-1981)について、食品添加物条項を承認した。

○第24回油脂部会(CCFO)

- ・部会は、第24回CCFOの提案どおり、「魚油の規格案」について、食品添加物条項を承認した。

結論

食品添加物条項の承認状況は、第47回CCFA報告書のAppendix V参照。

議題4(b). 個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項の整合

(経緯)

CCFAは、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるための取組みを進めている。これまでに、食肉関連の5つの個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるための検討が終了した。

前回の部会において、電子作業部会(議長国:オーストラリア)を設置することに合意し、「ブイヨン及びコンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981)及び「ココアバターの規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「カカオ粉末(ココア)及びココアと砂糖の乾燥ミックスの規格」(CODEX STAN 105-1981)、「ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキの規格」(CODEX STAN 141-1983)にディシジョンツリーを適用し、GSFAと整合させるための検討を進めているところである。会期内作業部会(議長国:オーストラリア)での検討を踏まえ、部会で議論された。

(結果)

会期内作業部会の議長であるオーストラリア代表団から、同作業部会の報告書(CRD3)の紹介があり、同作業部会は以下に関して勧告を行った。(i)ディシジョンツリーの適用の原則、(ii)今後の整合作業の優先順位付けの基準、(iii)「ブイヨン及び

コンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981)の整合、(iv)「チョコレート及びココア製品の規格」の整合、及び(v)5つの食肉関連の個別食品規格の整合に関連するさらなる修正。

結論

部会は、以下の事項を採択するよう第38回総会に諮ることに合意した。

- ・「ブイヨン及びコンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981)における食品添加物条項の改訂(具体的な食品添加物条項は第47回CCFA報告書のAppendix VI参照)
- ・GSFAの食品添加物条項の改訂(具体的な食品添加物条項は第47回CCFA報告書のAppendix VII Part F参照)
- ・第46回部会において改訂された5つの食肉関連の個別食品規格の食品添加物条項の修正(具体的な食品添加物条項は第47回CCFA報告書のAppendix VII Part G参照)

また、部会は、以下の目的のため、電子作業部会(議長国:オーストラリア、共同議長国:米国)を設置することに合意した。

- ・「ココアバター規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「カカオ粉末(ココア)及びココアと砂糖の乾燥ミックスの規格」(CODEX STAN 105-1981)及び「ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキの規格」(CODEX STAN 141-1983)の整合の提案作成をさらに進める
- ・第45回CCFAの電子作業部会が対応できなかった以下の作業を検討する。
 - 魚類・水産製品部会(CCFPP)が「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品規格」(CODEX STAN 311-2013)の対象となる製品には技術的正当性がないと結論したGSFAの食品添加物条項
 - 加工果実・野菜部会(CCPFV)が「かんきつ類缶詰の規格」(CODEX STAN 254-2003)、「保存トマトの規格」(CODEX STAN 13-1981)、「加工濃縮トマトの規格」(CODEX STAN 57-1981)及び「テーブルオリーブの規格」(CODEX STAN 66-1981)の対象となる製品には技術的正当性がないと結論したGSFAの食品添加物条項

議題5. 食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)

議題5(a). 表3に規定されている食品添加物の表1および表2における食品添加物条項:(i)「pH調整剤」以外の機能がある「pH調整剤」、(ii)「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表3に規定される食品添加物-第46回CCFAからの持ち越し

(経緯)

これまでに、GSFAの表3の食品添加物に関して、機能ごとに、表3²の付表にある食品分類ごとに使用の妥当性を判断する水平アプローチ(食品添加物条項を効率的に策定するために、各食品分類について機能ごとに使用が妥当なもの、そうでないも

² JECFAにおける評価の結果、「ADI(一日摂取許容量)を特定しない」と評価された食品添加物がリスト化されている。これらの添加物については、GMPの原則に従って使用する場合には食品全般での使用が許容されており、具体的な規格(対象食品分類及び食品中の最大濃度)を設定する必要はない。ただし、表3の付表に掲載された特定の食品分類に、表3にある食品添加物を使用する場合は、表1及び表2に個別に食品中の最大濃度を規定する必要がある。

の、ケースバイケースで判断するものに分類)による検討が進められ、妥当と判断された場合には、当該機能を有する食品添加物の規格を策定する方向で検討を進めているところである。

前回の部会において、pH調整剤の機能を有する食品添加物のpH調整剤以外の使用、並びにその他の食品添加物のうち「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」及び「甘味料」以外の機能を有する食品添加物について、電子作業部会（議長国：米国）がとりまとめた条項案が食品分類ごとに議論されたが、食品分類09.1「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む生鮮食品・水産製品」から食品分類14.2.3.2「発泡及び半発泡ブドウ酒」までについては、時間の制約のため議論されなかった。このため、今部会の物理的作業部会（議長国：米国）において引き続き検討を行うこととされていた。

本議題は、本部会の直前に開催された物理的作業部会において議論された。部会では、物理的作業部会の議論にもとに作成された勧告ごとに議論が行われた。

(結果)

勧告 1

部会は、「pH調整剤」の機能を有する表3の食品添加物及び「乳化剤」、「安定剤」、「増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表3に規定される食品添加物の条項案及び原案について、ステップ8又はステップ5/8で採択するという物理的作業部会の勧告を承認した（具体的な食品添加物条項は第47回CCFA報告書のAppendix VII Part A参照）。

部会は、食品分類09.1.2「生鮮軟体動物、甲殻類及び棘皮動物」に関連する条項（第47回CCFA報告書のAppendix VII Part A）に注釈242「酸化防止剤としてのみ使用」を追加することに合意した。

勧告 2

部会は、食品添加物条項案及び原案について、作業を中止するという物理的作業部会の勧告を承認した（具体的な食品添加物条項は第47回CCFA報告書のAppendix X Part A参照）。

勧告 3

部会は、物理的作業部会の勧告を承認し、以下の使用が技術的に妥当かどうか明確にするよう、スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）に要請することに合意した。

- ・ハーブにおける抗酸化剤の一般的な使用及び、ハーブにおけるL-アスコルビン酸（INS 300）及びアスコルビン酸ナトリウム（INS 301）の抗酸化剤としての使用。
- ・ハーブにおける固結防止剤の一般的な使用及び、ハーブにおける無定形（非結晶）の二酸化ケイ素（INS 551）及び炭酸ナトリウム（INS 500(i)）の固結防止剤としての使用。

勧告 4

部会は、以下の食品添加物に係るGSFAの食品分類13.1.2の条項を改訂するという物理的作業部会の勧告を承認した。

- ・採択されたL-アスコルビン酸（INS 300）の条項に、新たな注釈「アスコルビン酸（INS 300）、アスコルビン酸ナトリウム（INS 301）、アスコルビン酸カルシウム（INS 302）及びアスコルビン酸パルミチン酸エステル（INS 304）を単独あるいは併用で」を追加する。

- ・採択されたアスコルビン酸エステル (INS 304,305) の条項に、新たな注釈「アスコルビン酸 (INS 300)、アスコルビン酸ナトリウム (INS 301)、アスコルビン酸カルシウム (INS 302) 及びアスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) を単独あるいは併用で」及び注釈 187「アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304) のみ」を追加する。

勧告 5、6

部会は以下の改訂に関する勧告を承認した。

- ・食品分類 13.1.2 におけるナトリウム含有の食品添加物に係る条項の全て (採択され現在ステップ過程) に、「フォローアップミルクの規格 (CODEX STAN 156-1987) で規定されたナトリウムの制限の範囲内；単独あるいは他のナトリウム含有添加物と併用」という注釈を追加する。
- ・食品分類 13.1.2 におけるナトリウム含有の食品添加物に係る条項の全てに、「ベビーフードの缶詰の規格 (CODEX STAN 73-1981) に該当する製品について；当該規格に規定されているナトリウムの制限の範囲内、単独あるいは他のナトリウム含有添加物と併用」及び「乳幼児用シリアルベースの加工食品の規格 (CODEX STAN 74-1981) に該当する製品について；当該規格に規定されているナトリウムの制限の範囲内、単独あるいは他のナトリウム含有添加物と併用」という注釈を追加する。

勧告 7

部会は、注釈 267 を「タラ科の塩蔵及び塩干魚の規格 (CODEX STAN 167-1989)、フカヒレの規格 (CODEX STAN 189-1993)、海水魚、淡水魚、甲殻類及び軟体動物貝類を原料とするクラッカーの規格 (CODEX STAN 222-2001)、塩ゆで乾燥アンチョビーの規格 (CODEX STAN 236-2003) 及び燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格 (CODEX STAN 311-2013) に該当する製品を除く」に改訂するという勧告を承認した。

議題 5 (b). 表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能がある「乳化剤、安定剤、増粘剤」 (経緯)

前回の部会において、GSFA の表 3 の「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能を有する食品添加物について、水平アプローチが合意された。「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用が妥当でない食品分類については、「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能を持つ食品添加物のみ現在のステップを維持することとされた。

これを踏まえ、電子作業部会 (議長国：米国) を設置し、「乳化剤、安定剤、増粘剤」以外の機能を持つ表 3 の食品添加物の条項案を作成することとされた。

本議題は、本部会の直前に開催された物理的作業部会において議論された。部会では、物理的作業部会の議論にもとに作成された勧告ごとに議論が行われた。

(結果)

勧告 8

部会は、「乳化剤、安定剤、増粘剤」の機能を有する表 3 の食品添加物について、食品添加物条項案及び原案をステップ 8 又はステップ 5/8 で採択するという物理的作業部会 (議長国：米国) の勧告を承認した (具体的な食品添加物条項は第 47 回 CCFA 報告書の Appendix VII Part B 参照)。

物理的作業部会の議長は、部会に、GSFA の食品分類システムの階層的な性質のため、食品分類 9.2 のサブカテゴリーで既に採択されている食品添加物条項がある場合に、当該食品添加物について食品分類 9.2 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む魚類・水産製品の加工品」の条項を採択すると、食品分類 9.2 のサブカテゴリーの条項を廃止することになる旨説明した。

この点について、部会は、当該食品添加物のサブカテゴリーで採択された条項（具体的な食品添加物条項は第 47 回 CCFA 報告書の Appendix VIII 参照）を廃止することについて、第 38 回総会に諮ることに合意した。

勧告 9

部会は、食品添加物条項案及び原案の作業を中止するという物理的作業部会の勧告を承認した（具体的な食品添加物条項は第 47 回 CCFA 報告書の Appendix X Part B 参照）。

勧告 10

部会は、物理的作業部会の勧告を承認し、以下の使用が技術的に妥当かどうか明確にするよう油脂部会（CCFO）に要請することに合意した。

- ・食品分類 02.1.2 「植物油脂」における一般的な抗酸化剤の使用、特にレシチン（INS 322(i)）の使用
- ・「個別の規格を持たない食用油脂の規格（CODEX STAN 19-1981）」、「オリーブオイル及びオリーブ粕油の規格（CODEX STAN 33-1981）」及び「名前のついた植物油の規格（CODEX-STAN 210-1999）」に該当する製品におけるクエン酸三カルシウム（INS 333(iii)）及びクエン酸三カリウム（INS 332(ii)）の使用
- ・「個別の規格を持たない食用油脂の規格（CODEX STAN 19-1981）」及び「名前のついた植物油の規格（CODEX-STAN 211-1999）」に該当する製品におけるレシチン（INS 322(i)）の使用
- ・「個別の規格を持たない食用油脂の規格（CODEX STAN 19-1989）」に該当する製品及び魚油におけるモノー、ジグリセリン脂肪酸エステル（INS 471）の使用
- ・魚油におけるクエン酸二水素カリウム（INS 332(i)）、クエン酸二水素ナトリウム（INS 331(i)）、クエン酸三カルシウム（INS 333(iii)）、クエン酸三カリウム（INS 332(ii)）、クエン酸三ナトリウム（INS 331(iii)）及びアルギン酸ナトリウム（INS 401）の使用

勧告 11

部会は、物理的作業部会の勧告を承認し、食品分類 13.1 「乳児用調製乳、フォローアップミルク、及び乳児を対象とした特殊医療用調製乳」及び対応する個別食品規格に該当する製品におけるアラビアガム（INS414）の使用並びに食品分類 13.2 「乳児用及び幼児用補完食」及び対応する個別食品規格に該当する製品におけるカラギーナン（INS407）の使用を明確にすることを CCNFSDU に要請することで合意した。

勧告 12

部会は、物理的作業部会の勧告について、より具体的にする必要があると及した。そのため、部会は、一般的な「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用、特にキサンタンガム（INS 415）の使用が食品分類 14.1.2 「果汁及び野菜ジュース」、食品分類 14.1.3 「果実及び野菜ネクター」及びそのサブカテゴリーにおいて技術的に妥当であるかど

うか明確にすることを CCPFV に要請することに合意した。

議題 5 (c). 食品分類 01.2~08.4 (食品分類 04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3 及び 05.1.4 を除く) の表 1 及び 2 の食品添加物条項

(経緯)

前回の部会において、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、GSFA の規格策定プロセスに入っている食品添加物条項の案又は原案のうち食品分類 01.2 から 08.4 まで（個別食品規格と GSFA の整合をとるための電子作業部会で検討される予定の食品分類、議題 5(a)、5(b)で検討される食品添加物条項、及び注釈 161 に関連する「着色料」及び「甘味料」の機能を有する食品添加物の条項を除く。）について、食品添加物条項の案を作成することとされた。

(結果)

時間の制約のため議論できなかった。部会は、CX/FA 15/47/9 及び本部会に文書で提出されたコメントに基づき、次回部会で検討することに合意した。

議題 5 (d). 食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項

(経緯)

前回の部会において、食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーで使用される「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」については、ケースバイケースで検討すべきとされ、電子作業部会（議長国：フランス）を設置し、食品添加物条項案に係る実際の使用量に関する情報を各国から収集し、ケースバイケースで勧告を作成することとされた。

(結果)

部会は、以下の物理的作業部会の勧告を承認した。

勧告 18

- ・食品分類 14.2.3 における二酸化炭素（INS 290）の条項に関連する注釈 60 を「非発泡ブドウ酒の最終製品中の二酸化炭素含量が 20°C で 4000mg/kg を超えないこと」に改訂すること。
- ・食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」中の二酸化炭素（INS 290）の条項案を改訂後の注釈 60 とともに、最大使用値を「GMP」として、ステップ 8 で採択すること。

勧告 19

部会は、以下を付託事項として、電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：オーストラリア）を設置することに合意した。

(i)乳化剤、(ii)安定剤、(iii)増粘剤、(iv)pH 調整剤及び(v)酸化防止剤をブドウ酒の製造に使用する一般的な状況において、

a)(i)ブドウ酒の同一性、(ii)ブドウ酒の安定性、(iii)ブドウ酒への食品添加物の使用制限の包括的適用性及び(iv)ブドウ酒製造の技術的革新、についての一般的な懸念を明確にすること。

b)a)の結果に基づいて、ブドウ酒における食品添加物の最大使用量を(i)数値または(ii)GMP とした場合の影響について検討すること。

なお、電子作業部会は、特定の食品添加物条項については検討しない。

議題 5(e). シクロテトラグルコース(INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ(INS 1504(ii))及びナイシンの条項(INS 234)

(経緯)

前回の部会において、GSFA の表 3 にシクロテトラグルコース (INS 1504(i)) 及びシクロテトラグルコースシロップ (INS 1504(ii)) を追加することについて、ステップ 3 で各国にコメントを求め、次回部会で検討することとされた。

また、ナイシンについては、食品分類 08.2.2 「食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品 (ホール又はカット) で加熱処理されたもの」、食品分類 08.3.2 「ひき肉処理された食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品で加熱処理されたもの」及び食品分類 08.4 「食用ケーシング (ソーセージのケーシング等)」の食品添加物条項についてステップ 3 で各国にコメントを求めることとされた。

(結果)

勧告 13

部会は、シクロテトラグルコース(INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ(INS 1504(ii))の GSFA 表 3 への追加並びに食品分類 08.2.2 「食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品 (ホール又はカット) で加熱処理されたもの」及び 08.4 「食用ケーシング」のナイシン (INS 234)の条項案をステップ 8 又はステップ 5/8 で採択するという勧告を承認した。

勧告 14

部会は、食品分類 08.3.2、特に、対応する個別食品規格に該当する製品 (缶詰のコンビーフの規格(CODEX STAN 88-1981)、ランチョンミートの規格(CODEX STAN 89-1981)、塩漬し加熱調理されたひき肉の規格(CODEX STAN 98-1981)) におけるナイシンの使用の情報及び使用の妥当性を要求するため、電子作業部会 (議長国：米国) を設置することに合意した。

議題 5(f). 食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂の提案

(経緯)

前回の部会において、ニュージーランドから、「コーデックスの乳用語使用に係る一般規格」(CODEX STAN 206-1999) の「乳」の定義と GSFA の食品分類 01.1.1 「乳 (プレーン)」及びそのサブカテゴリーの解説文には矛盾があり、現行の食品分類システムはプレーン還元乳及び他のプレーン (香り付けしていない) 乳製品を対象としていないという指摘があった。

これを受けて、食品分類 01.1 「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂案の作成及び改訂後起こりうる影響の分析を行うための電子作業部会 (議長国：ニュージーランド) を設置することとされた。

(結果)

討議

部会は、GSFA の食品分類 01.1 を改正するため新たな作業を開始することを概ね支持した。

部会は、食品添加物条項の改訂については、この食品分類及びそのサブカテゴリー

の構造や解説文の改訂を完了させた後で検討する旨言及した。

結論

部会は、以下の内容に合意した。

- ✓ 第 38 回総会に、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」とそのサブカテゴリーを改訂するための新たな作業を承認し、改訂後のプロジェクトドキュメント（第 47 回 CCFA 報告書の Appendix XI 参照）をクリティカルレビューのため執行委員会に付託すること。
- ✓ ステップ 3 での各国へのコメント依頼及び次回部会での検討のため、電子作業部会（議長国：ニュージーランド）を設置し、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂案を作成すること。

議題 5(g). 選択された甘味料の食品添加物条項への注釈 161 の使用に関する討議文書

（経緯）

注釈 161³の適用について、数年間検討を行っている。前回の部会では、注釈 161 を新たな注釈（以下「代替注釈」という。）に置き換えることを検討したが、その代替注釈案等は合意には至らず、引き続き調査を行うこととされた。

その結果、特定の甘味料（アセスルファムカリウム（INS 950）、アスパルテーム（INS 951）及びアスパルテーム・アセスルファム塩（INS 962））の特定の食品添加物条項に「CAC/GL 23-1997 で規定されるエネルギー低減食品又は砂糖無添加食品への使用に限る」という代替注釈に置き換えた場合の影響について検討するため、新たな電子作業部会（議長国：英国）を設置することとされ、各国に対して情報提供が依頼されることとされた。

（議論）

部会は、電子作業部会の報告書をどう検討するか、広範囲にわたる議論を行った。

多くの代表団は、電子作業部会で検討することとされた代替注釈の選択肢として挙げられていなかったが、第 46 回の部会で議論されたオプション 1⁴が未だ最良の選択肢であると発言した。また、電子作業部会の報告書をもとに議論をするのであれば、作業を前に進めるために、電子作業部会の 9 つの勧告のうち勧告 5 から 9 について議論すべきと発言した。

一方、その他の代表団は、第 46 回の部会で議論されたオプション 3⁵を基に電子作業部会の報告書について議論すべきであると発言した。その他、代表団から、電子作業部会からの 9 つの勧告はそれぞれ結びついているので、勧告 1 から順に議論すべきであると発言があり、意見が対立した。

結論

議長は、電子作業部会の勧告の検討方法について合意が得られなかった旨言及した。

議長は、そのため、議論を中止する必要があるが、同時に、オブザーバーも含めた

³ 食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用されるという注釈

⁴ 砂糖の全部又は一部を置き換えるため、若しくは製造工程において砂糖を一切使用しない

⁵ CAC/GL23-1997 で定義されるエネルギー低減食品又は砂糖が添加されない食品への使用に限る

全加盟国に対し、この問題をどのように解決するか、注釈 161 が適用されている食品添加物条項数をどのように減らすか、さらなる提案を促した。

議長は、将来、解決策が見出されることを期待する旨表明し、本議題を終えた。

議題 5(h). 食品添加物条項の新規/改定の提案 (CL 2014/15-FA への回答)

(経緯)

前回の部会において、GSFA における食品添加物条項の新規提案及び改訂に関して、「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された作業を開始するために必要な 7 つの規準を明示した提案提出の書式を含め検討する(回付文書を作成する)との提案に合意した。また、コーデックス事務局が回付文書を作成し、各国から提出されたコメントを同事務局が作業文書にまとめ、GSFA に関する物理的作業部会(議長国:米国)において検討することに合意した。

(結果)

勧告 15

部会は、ショ糖オリゴエステル I 型及び II 型 (INS 473a)、二炭酸ジメチル (INS 242)、レシチン部分(加水)分解物 (INS 322(ii)) 及びリン酸類 (INS 338(i)、339(i-iii)、340(i-iii)、341(i-iii)、342(i-ii)、343(i-iii)、450(i-vii)、451(i-ii)、452(i-v)及び 542) をステップ 2 で GSFA に追加するという物理的作業部会の勧告を承認した(詳細は第 47 回 CCFA 報告書の Appendix IX 参照)。

勧告 16

物理的作業部会の議長は、すでに GSFA のステッププロセスに乗っていることを理由に、物理的作業部会において食品添加物条項の新規提案の多くが棄却されたため、コメントを求める際に、これらの問題を解決することが適切である旨言及した。

部会は、条項の新規/改訂の提案提出の書式の使用は今回が初めてであり、提出される情報の形式について、特に、「使用及び技術的必要性の理由」、「添加物の安全な使用:摂取量調査(必要に応じて)」、「消費者誤認とならない理由」、そして提案の検討過程について、共通の理解を持つことは有用であると言及した。

「添加物の安全な使用:摂取量調査」については、「食品添加物の摂取量のシンプルなガイドライン」(CAC/GL 3-1 する 989)に書かれているように、国レベルでの摂取量調査でよいとの提案があった。

複数の代表団から、「表示」の情報は、その食品添加物の使用が消費者に誤認に与えない理由として適切ではない場合があること、また、ほとんどの生鮮食品には適用されないことから、「消費者誤認とならない理由」について何らかの指針が必要であるという発言があった。

結論

部会は、物理的作業部会が廃棄を勧告した食品添加物条項の新規提案のうち、合意した条項の原案をステップ 2 として GSFA に追加すること、リン酸のグループリストを改訂し、二リン酸二水素マグネシウム (INS 450(ix)) を同グループに追加することに合意した。また、物理的作業部会の勧告に従い、残りの条項の提案については必要な情報が不足していたことから、提案を棄却することで合意した。

部会は、提案提出の様式については、時間的制約のため、当面のところ議論を延期することで合意し、必要があれば改訂する旨言及した。

議題 6. 食品添加物の国際番号システム(INS)の変更/追加に関する修正原案の提案

(経緯)

前回の部会において、INS への変更/追加の提案を各国から受け付け、電子作業部会（議長国：イラン）において討議文書を作成することとされた。電子作業部会での意見を踏まえ、会期内作業部会（議長国：イラン）で作成した勧告に基づき部会で議論が行われた。

(結果)

部会は、作業部会からの以下の勧告 1～5 を承認した。

勧告 1：INS へ新規添加物の追加

勧告 2：既存の名称や INS 番号の変更

勧告 3：INS に掲載されている食品添加物の機能分類及び技術的目的の変更

勧告 4： *Tagetes erecta* 由来のルテインエステル (INS 161b(iii)) の追加

勧告 5：グリセロール(グリセリン) (INS 422) について乳化剤の機能分類の削除

結論

部会は、INS の修正原案について、ステップ 5/8 として第 38 回総会に諮ることに合意した（第 47 回 CCFA 報告書の Appendix XII 参照）。

また、部会は、以下を目的とした、電子作業部会（議長国：イラン）を設置することに合意した。

- ・ INS の変更/追加に関する各国の提案を検討すること
- ・ *Aspergillus oryzae var* や *Streptomyces fradiae* 由来のプロテアーゼなど、INS の番号が割り当てられていない特定のプロテアーゼに INS 番号を割り当てること

議題 7(a). JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案 (CL 2014/13-FA への回答)

(経緯)

前回の部会において、JECFA に対して評価を依頼するには、「JECFA 評価対象物質に関する情報提供書式」を使って提出する必要があるとの指摘がなされた。また、依頼内容を明示する必要性が再確認された。なお、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの新規要望及び既に追加済みの物質に関する情報を回付文書によって各国から受け付けることとされた。会期内作業部会（議長国：カナダ）で議論を行い、作成した勧告に基づき部会で議論が行われた。

(結果)

JECFA 事務局から、第 46 回 CCFA で優先度が高いと決定した物質について、データ要求に応じて期限までにデータが提出されなかった物質があること、優先リストに入れてほしいとの要求が増える中で JECFA のリソースを有効に活用するためにもデータは期限までに提出してほしい旨言及があった。会期内作業部会では、2015 年 12 月までにデータが入手できない物質は優先リストに掲載せず、来年度以降に再提出を促すという方針で作業を行った。

ステビア抽出物

議長国であるカナダは、パラグアイが安全性評価及び規格設定のためのデータを

2015年に提出できそうにないので、優先リストには載せられない旨を説明した。

ステビオール配糖体

複数の代表団が、ステビオール配糖体を優先リストに載せることに懸念を示した。JECFA 事務局は、この要求が既に同一性及び純度の規格にあるステビオール配糖体 (INS 960) とは異なる化学名が示されていること、マレーシアがステビオール配糖体の安全性評価及び同一性及び純度の規格の設定のために必要なデータを2015年12月までに提出する予定であることを明らかにした。また、JECFA 事務局は、現在の同一性及び純度の規格は引き続き有効である旨言及した。

アラビアガム

1つの代表団といくつかのオブザーバーが優先リストに載せることに懸念を示し、再評価の妥当性を示す新しいデータがないが、安全性評価をするためのデータが入手できるかどうか質問した。スーダンが、現在のアラビアガム (INS 414) の同一性及び純度の規格を改訂することを意図してデータを提出する旨回答した。JECFA 事務局は、現在のアラビアガムとスーダンが2015年12月に安全性評価データを提出予定とする物質は異なる物質であることを明らかにしたうえで、現在のアラビアガム (INS 414) の同一性及び純度の規格は引き続き有効であり、混乱を避けるため、リストにはアラビアガムとだけ記載しINS番号は削除すべきである旨言及した。

GSFA に記載されているが対応する JECFA の同一性及び純度に関する規格がない食品添加物

前回の部会で確認された JECFA 規格のない9つの添加物のうち、8つの添加物(酒石酸二カリウム (INS 336(ii))、酒石酸一カリウム (INS 336(i))、酒石酸(一)ナトリウム (INS 335(i))、アジピン酸カリウム (INS 357)、アスコルビン酸カリウム (INS 303)、リンゴ酸カリウム (INS 351(ii))、プロパン (INS 944) 及びアジピン酸ナトリウム (INS 356)) についてデータ提出の意思が表明されなかったもので、部会は、これらの物質を GSFA から削除することに合意した(第47回 CCFA 報告書の Appendix VIII Part B 参照)。

その他

- ・ JECFA 事務局は、カシヤガム (INS 427) の規格のアントラキノンの分析法に不備があることを示す情報が提供されたと述べた。
- ・ 部会は、JECFA 事務局が、次のステップの検討や勧告を行うために、早い時期に JECFA 専門家にこの情報を提供することに言及した。また、分析法に関連する規格の変更の必要があれば、今後、必要なデータを特定した上で、JECFA が検討に当たり要求するデータに含める旨言及した。
- ・ また、JECFA 事務局は、ペクチン (INS 440) やリン酸含有添加物の使用量や毒性試験に関する第79回 JECFA 会合の要求を受けて、追加情報を提出すべきである旨言及した。

結論

部会は、JECFA による評価のための優先リストを FAO 及び WHO に提出することで合意した(具体的な優先リストは第47回 CCFA 報告書の Appendix XIII 参照)。

議題 7(b). 6種類の着色料の優先順位を再評価するためのデータの利用可能性の情報提供依頼 (CL 2014/14-FA への回答)

(経緯)

1956年以降に JECFA によって評価された 107 の着色料を再評価するための優先順位付けの作業を進めている。これまでに、着色料の再評価の優先順位を付けるための規準が合意され、第 45 回部会において、38 の着色料の優先順位の結果が報告された。

前回の部会において、再評価では、データの入手可能性を確認する段階が必要となることに合意した。さらに、検討した優先順位を用いて、試験的に再評価のプロセスを進めることに合意した。

コーデックス事務局は、6 つの着色料(アルラレッド (INS 129)、タートラジン (INS 102)、ブリリアントブルー (INS 133)、エリスロシン (INS 127)、ファストグリーン FCF (INS 143)、インジゴチン (INS132)) の再評価を実施するに当たり、データの入手可能性に関する情報提供の依頼文書を回付することとされた。会期内作業部会(議長国：カナダ)で議論を行い、作成した勧告に基づき部会で議論が行われた。

(結果)

部会は、アルラレッド及びタートラジンについては、今年中に再評価され、残りの 4 つの着色料(ブリリアントブルー、エリスロシン、ファストグリーン FCF 及びインジゴチン)については、call for data の保留リストに含まれるという JECFA 事務局の提案について言及した。

結論

部会は、優先リストを FAO 及び WHO に提出することで同意した(具体的な優先リストは第 47 回 CCFA 報告書の Appendix XIII 参照)。

議題 7(c). 二酢酸カリウムの商業的利用の情報 (CL 2014/24-FA への回答)

(経緯)

前回の部会において、二酢酸カリウム (INS 261(ii)) の JECFA 評価の優先リスト掲載の要否を検討した際に、各国に対し食品での使用に関する情報を要請し、情報が何ら得られない場合は、第 47 回の部会で二酢酸カリウムに関する検討を行わないことに合意した。会期内作業部会(議長国：カナダ)で議論を行い、作成した勧告に基づき部会で議論が行われた。

(結果)

部会は、二酢酸カリウムに関する情報が得られなかったため、二酢酸カリウムを優先リストから除外することに合意した。

議題 8. 副次的添加物に関する討議文書

(経緯)

第 45 回部会において、第 76 回 JECFA が作成した添加物の成分規格について報告がなされた際に、複数の国から、添加物中の添加物(副次的添加物)も JECFA の添加物規格に盛り込むべきとの提案があったが、EU が留保を表明するとともに、部会として考えるべきである旨を表明した。このことに関して、EU が討議文書を作成した上で、検討することとされた。

前回の部会において、EU が作成した討議文書を基に議論したが、副次的添加物の重要性を指摘する意見がある一方で、副次的添加物の使用による懸念となる点が明確になっておらず、CCFA で議論する優先順位としては低いとの意見が出たため、合意は得られず、議長提案により、まずは、以下の点を検討するための電子作業部会（議長国：EU）を設置することとされた。

- ・副次的添加物の定義の作成
- ・CCFA で副次的添加物に関して取り扱うことの問題点の分析
- ・必要に応じて、副次的添加物に関する問題点に対する解決策のための勧告

（結果）

討議

部会は、この議題において共通の理解を得、今後の方向性を定めるために、まずは提案された定義について議論すべきという議長の提案に合意した。

EU は、副次的添加物の使用は、食品中ではなく食品添加物製剤中で機能を持つことを意図したものであること、また、副次的添加物は保存料や抗酸化剤、乳化剤などの技術的機能の目的でも使用されるので、副次的添加物の概念は担体の概念より広いことを明確にした。

部会は、①提案された作業用の定義を詳細に検討すること、②GSFA の序文や検討中の定義が全ての面で既に網羅されているかどうかをさらに分析する、③もし違いがあれば、それらの GSFA への影響を分析する、という 3 つのステップで問題に取り組むという議長の提案に合意した。

結論

部会は以下の定義で合意した。

「副次的添加物とは、食品添加物であって、①商業的に使用するために、食品添加物、酵素、香料、栄養素又は生理作用を持つ物質の製剤において使用され、②これらの製剤（例：貯蔵、標準化、分散、希釈、溶解の促進のため）においてに技術的な機能を与え、③製剤中では機能を発揮するが、これらの製剤が機能を持つ食品中では技術的な機能を持たないものを意味する。副次的添加物には、製剤中やその製剤が機能を持つ食品中で技術的な機能を持たない加工助剤は含まれない。」

また、部会は、以下の作業を行うための電子作業部会（議長国：EU）を設置することに合意した。

- ・検討中の定義を GSFA 序文の第 4 節と比較する。同節で当該定義の全てを適切に網羅していない場合は、この定義が GSFA にどのような影響を与えるかを分析する

議題 9. コーデックス文書における香料に関する用語の不一致に関する討議文書

（経緯）

前回の部会において、国際香料工業会（IOFI）より、「それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格」（CODEX STAN 107-1981）及び「包装食品の表示に関する一般規格」（CODEX STAN 1-1985）と「香料の使用に関するガイドライン」（CAC/GL 66-2008）との間で、香料に関する用語が整合していないとの指摘があり、問題点の分析と勧告を行うための討議文書の作成を米国に依頼することに合意した。

（結果）

部会は以下の事項に合意した。

- ・それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節と 5.1.c 節の改訂の新規作業の承認を第 38 回総会に諮り、改訂したプロジェクトドキュメントをクリティカルレビューのために執行委員会に送付すること（第 47 回 CCFA 報告書の Appendix XIV 参照）。
- ・それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の改訂案を作成するための電子作業部会（議長国：米国）を設置すること。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

中国から、加工助剤に関するベータベースの状況について情報提供があり、追加や変更がある時はオンラインシステムを使用するよう連絡があった。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

第 48 回部会は 2016 年 3 月 14 日～18 日に中国で開催される予定である。開催地は、主催国政府がコーデックス事務局と協議し決定される。

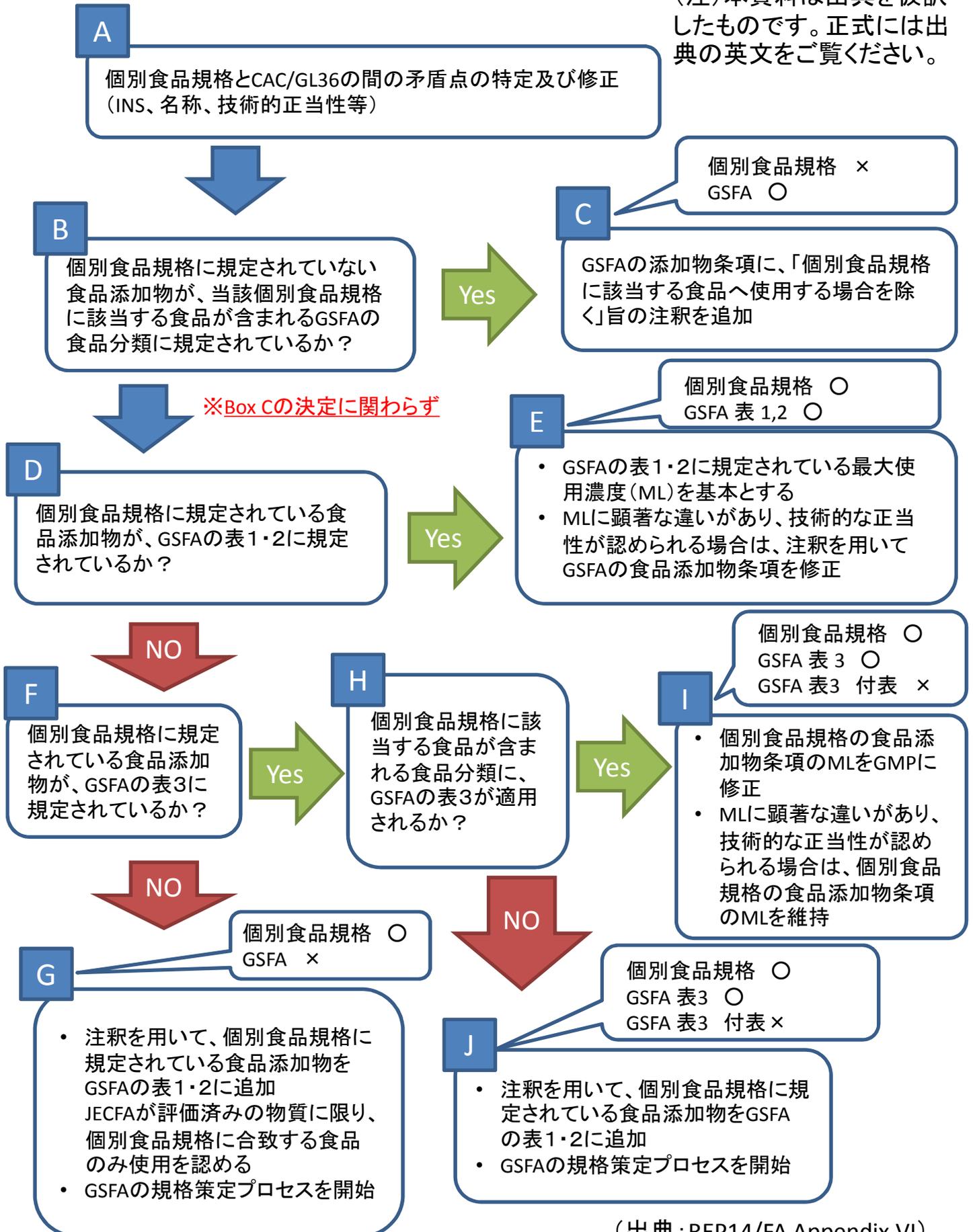
食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案	5/8	第 38 回総会
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	第 38 回総会
食品添加物の国際番号システム（INS）（CAC/GL 36-1989）の修正原案	5/8	第 38 回総会
ブイヨンとコンソメの規格（CODEX STAN 117-1981）における食品添加物条項の修正	採択	第 38 回総会
GSFA の食品分類 12.5 「スープ及びブロス」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項の修正	採択	第 38 回総会
5 つの食肉関連の個別食品規格の整合性に関連した GSFA の食品添加物条項の修正	採択	第 38 回総会
GSFA の食品添加物条項の原案	2,3	第 48 回食品添加物部会
食品添加物の国際番号システム（INS）の修正	1,2,3	電子作業部会（議長国：イラン）
食品添加物の同一性及び純度に関する規格（第 81 回 JECFA）	1,2,3	第 48 回食品添加物部会
GSFA の食品分類 01.1 「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂原案	1,2,3	第 38 回総会 電子作業部会（議長国：ニュージーランド）
それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂案	1,2,3	第 38 回総会 電子作業部会（議長国：米国）
GSFA の食品添加物条項	廃止	第 38 回総会
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	中止	—
個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合	—	電子作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：米国）
ブドウ酒の生産における特定の食品添加物の使用に関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：オーストラリア）
注釈 161（甘味料の食品添加物条項への代替注釈の適用）	—	—
食品分類 01.2 から 08.4 における表		第 48 回食品添加物部会

事項	ステップ	今後のアクション
1 及び 2 の食品添加物条項（食品分類 04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3 及び 05.1.4 を除く）		
食品分類 08.3.2 におけるナインシン（INS 234）の食品添加物条項	—	電子作業部会（議長国：米国）
副次的添加物に関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：EU）
JECFA による評価を提案する物質の優先リスト	—	FAO 及び WHO
JECFA による評価を提案する物質の優先リストへの追加及び変更の提案	—	第 48 回食品添加物部会
GSFA に関する情報	—	コーデックス事務局
個別食品規格の食品添加物条項に関する情報	—	コーデックス事務局

個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるためのディシジョンツリー(概要)

(注)本資料は出典を仮訳したものです。正式には出典の英文をご覧ください。



(出典: REP14/FA Appendix VI)

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回残留農薬部会

日時：2015 年 4 月 13 日（月）～4 月 18 日（土）

場所：北京名（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2014 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2014 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
7(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）： グループ 015 - 豆類（種実）
7(b)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）： グループ 011 - うり科果菜類 及び グループ 014 - 豆類（未成熟）
7(c)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）： グループ 020 - 穀類
7(d)	Table 2「野菜の代表作物の選定例」及び Table 3「穀類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ 4）

8	残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案
9	Minor Crops 及び Specialty Crops（マイナー作物）に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
10	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11	その他の事項及び今後の作業：国際短期摂取量推定（IESTI）の見直し
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第47回残留農薬部会（CCPR）概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015年4月13日（月）～4月18日（土）

場所：北京市（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

49加盟国、1加盟機関、6国際機関 合計 282人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課専門官	高岸 克行
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課専門官	松倉 裕二
国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長	根本 了
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課係員	飯野 彬

4. 概要

(1) MRL 設定対象となる食品分類の改訂や、マイナー作物への MRL 設定の促進

議題7 (a) - (c) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案

(経緯)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準を統一かつ正確に記述するために、コーデックス委員会が、これらの食品や飼料を、形状や植物学的な特徴等に基づき、どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類したものである（植物学的分類とは異なる）。

この分類について、近年の生産・貿易実態等を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。今次部会では、4つのグループの改訂案又は改訂原案が提示され、特に、新たなサブグループを設置することについて議論された。

(結果)

→ [参考資料を参照](#)

(a) 豆類（種実）の改訂案（ステップ7）

2つのサブグループ（15A Dry beans、15B Dry peas）の設置が合意され、改訂案を、他の野菜のグループの改訂作業を待ちステップ7に留めることが合意された。

ただし、バンバラ豆、ケルスティンググラウンドナッツ（及び場合により落花生）については、可食部が地中で育つため、他の豆類（種実）と農薬の使用方法や残留の挙動や程度が異なることが想定されることから、独立したサブグループを設置すべきか又は他のグループに分類すべきかについて、電子作業部会（議長：米国、共同議長：オランダ）を再設置し、検討することになった。

(b) 豆類（未成熟）の改訂原案（ステップ4）

4つのサブグループ（14A Beans with pods、14B Peas with pods、14C Succulent beans without pods、14D Succulent peas without pods）の設置が大筋で合意された。

ただし、未成熟のバンバラ豆、ケルスティンググラウンドナッツ（及び場合により落花生）については、成熟豆と同様、独立したサブグループを設置すべきか又は他のグループに分類すべきかについて電子作業部会において検討することになった。このため、本グループの改訂案をステップ4に留めることが合意された。

(b) うり科果菜類の改訂原案 (ステップ 4)

サブグループについて、各国から様々な意見があり、合意に至らなかった。

<主な論点>

① かぼちやを独立したサブグループにすべきか

きゅうりは、未成熟で急激に肥大する時期の果実が毎日収穫されるが、かぼちやは、肥大が終了して成熟した果実が一定時期に収穫されるため、両者の農薬の使用方法や残留の程度が異なる可能性があることから、両者を別のサブグループとすることで概ね意見が一致した。我が国は、これを裏付けるデータを提出した。

なお、米国やカナダは、当初、きゅうりとかぼちやについて、きゅうりの残留データでかぼちやの残留をカバーできると考えられること等から同じサブグループにすべきと主張していた。この背景には、かぼちやを単独のサブグループとした場合、うり科果菜類のグループ MRL 設定にあたって国内で要求していないかぼちやの作物残留試験を実施する必要があるのではないかとの懸念があった。

そこで、かぼちやを独立したサブグループとするか否かを検討する際、グループ MRL の設定にあたって作物残留試験の実施が必要な代表作物の選定を柔軟に行えるかどうかを考慮することとなった。

② 皮を食べられるものと食べられないものを明示できるか

EU は、皮を含む全果実と皮を含まない果肉では、農薬の残留の挙動や程度が異なると予想されると主張した。一方、数カ国は、同じ食品であっても国の食習慣により皮を食べるか食べないかは異なるとの見解を示した。その結果、皮を食べられるか否かは、サブグループ名に明記しないことで概ね意見が一致した。

<結論>

本グループの改訂案をステップ 2/3 に戻し、再度電子作業部会において、以下の論点に絞って検討することとなった。

- ・メロンとかぼちやを別のサブグループとし、計 3 つのサブグループとすべきか
- ・メロンとかぼちやを同じサブグループとし、計 2 つのサブグループとすべきか

そこで、各国に対し、メロン及びかぼちやを別のサブグループにするか否かについての意見及びその理由（分類にあたって考慮すべき 7 要素¹のうちどれに基づくものかを含む）の提出を求めるとともに、本グループに対する MRL の設定に必要な代表作物の選定にあたって柔軟性を確保できるかどうか（かぼちやのデータがなくても、グループ MRL を設定可能か）について意見を求めることとなった。

(c) 穀類の改訂原案 (ステップ 4)

サブグループについて、各国から様々な意見があり、合意に至らなかった。

<主な論点>

① 未成熟とうもろこしを、完熟とうもろこしと同じサブグループにすべきか

未成熟とうもろこし (Sweet corn) は、未成熟で水分を多く含む状態で収穫されるので、完熟して乾燥した状態で収穫されとうもろこし (Maize) と、農薬の使用方法や残留の程度が異なる可能性があるため、両者を別のサブグループにすることで大筋合意された。我が国は、これを裏付けるデータを提示した。

¹ ①農薬の残留に関する類似性、②食品の形状の類似性、③生産方法や生育習性の類似性、④可食部位、⑤農薬の使用方法 (GAP) の類似性、⑥農薬の残留挙動に関する類似性、⑦(サブ)グループに対する MRL 設定の柔軟性

② 擬穀類（例：そば）を、小麦や大麦と同じサブグループにすべきか

EU等は、擬穀類（Pseudocereals）は、穀類とは生育習性や農薬の使用方法が異なるので独立したサブグループにすべきと主張した。これに対し、米国等は、擬穀類にはマイナー作物しか含まれないため、独立したサブグループとすることで、穀類のグループMRL設定にあたり擬穀類の作物残留試験を実施する必要性が生じることに懸念があるとして、反対意見を表明した。

③ 小麦と大麦を同じサブグループにすべきか

小麦と大麦について、自国の食品分類で同じサブグループにしている数カ国から、両者を同一のサブグループにすべきとの意見があった。

我が国は、収穫時に小麦は外皮（husk）がとれるが大麦は外皮がとれないことを示すとともに、既存の小麦と大麦のMRLの比及びその根拠となった作物残留試験の解析結果を提示し、同一の使用方法で農薬を使用しても大麦は小麦よりも残留濃度が高くなる傾向があるため、両者を別のサブグループにすべきと主張した。EUも、我が国が提出した解析結果を引用しつつ、同様な見解を示した。

この論点については、②の擬穀類の議論に引きずられる形で結論は出なかった。

<結論>

本グループの改訂案をステップ2/3に戻して、再度電子作業部会において、サブグループについて以下の2点に絞って検討を行うこととなった。

(a) 擬穀類を小麦や大麦などから独立させるべきか否か

(b) 小麦と大麦を同一のサブグループにすべきか否か

そこで、各国に対し、(a)については擬穀類の生産方法や農薬使用に関する情報を、(b)については小麦及び大麦の残留データや使用方法に関する情報の提供を求めつつ、意見及びその理由（分類にあたって考慮すべき7要素のうちどれに基づくものかを含む）の提出を求めることとなった。

また、現行のMRL設定部位（分析部位）が”Whole commodity”と定義されている点に関し、流通・貿易される際の穀粒が外皮（husk）で保護されているか否かを明確化するために我が国が提案した修正案について、合わせて電子作業部会において検討することとなった。

上記のほか、電子作業部会において、Group 021 砂糖製造用緑草類及び Group 024 飲料及び砂糖菓子用種子類の改訂案も検討することとなった。

議題7 (d) Table 2「野菜の代表作物の選定例」及び Table 3「穀類の代表作物の選定例」の原案（食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ4）

第35回総会（2012年）で、グループMRLを設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載したTable 1が最終採択された。

今次部会では、この文書への添付資料として、野菜の代表作物の例示を掲載したTable 2及び穀類の代表作物の例示を掲載したTable 3について議論される予定であったが、議題7 (b) 及び (c) の議論の結果を待ってから検討することとなった。このため、Table 2 及び 3 をステップ2/3に戻し、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：オランダ）において、引き続き検討することが合意された。

議題9 Minor Crops 及び Specialty Crops (マイナー作物) に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

(経緯)

マイナー作物については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、MRL 設定に必要な科学的データを得ることが困難となっている。

第44回部会(2012年)以降、マイナー作物について、少ない作物残留試験データの例数でMRLを設定することを狙いとして、消費量データをもとに、JMPRの評価に必要な作物残留試験データの最小例数を定めるためのクライテリアが検討された。第46回部会(2014年)において、以下が合意された。

- (1) JMPR に対して、本部会が提案したクライテリアをマイナー作物の MRL 設定にあたっての出発点として使用可能かどうか意見を聴取すること
 - (2) マイナー作物か否かの境界線上にある作物のデータの精緻化を行うこと
 - (3) マイナー作物に対する MRL 設定を促進するためのガイダンスを作成すること
- 今次部会では、第46回部会以降、電子作業部会(議長国：フランス、共同議長国：インド、ケニア、タイ)における検討結果を反映した討議文書が提示された。

(結果)

今次部会では、上記のクライテリアについて検討され、マイナー作物を以下の3区分に分類することが合意された(以下の表を参照)。その際、2014年JMPRの見解を考慮し、区分1の最小例数は決めないこととした。

表. マイナー作物の3つの区分及び作物残留試験の最小例数

区分	GEMS/Food Cluster Diet に基づく消費量		作物残留試験の 最小例数
	世界の総消費量 に占める割合	各クラスターの総消費 量に占める割合	
1	データなし		ケースバイケース
2	0.5%未満	全てのクラスターで 0.5%未満	4例
3		1以上のクラスターで 0.5%以上	5例

上記クライテリア及びその計算式を含め、以下①から⑤の要素から構成される「マイナー作物のMRLを促進するためのガイダンス文書」を、「CCPRが適用するリスクアナリシスの原則」の付属書に追加するよう総会に諮ることが合意された。

- ① マイナー作物の MRL 設定に必要な最小の作物残留試験の例数を提示
- ② 国が承認した農薬のラベルがない場合、政府が発行するレターを代用
- ③ 同一の使用方法(GAP)に基づき異なる地域(国)で実施された作物残留試験のデータを統合してMRLを推定するGlobal Dataset法を活用
- ④ MRL 設定にあたって比例性(Proportionality)²を活用
- ⑤ 代表作物の作物残留試験データを用いたグループMRLの設定を促進

また、クライテリアに基づき作成した具体的な作物のリストについては、将来的に食品及び飼料のコーデックス分類の改訂内容を反映する必要がある、その作業をしやすくする観点から、情報提供文書とすることが合意された。

² MRL は、国が定める農薬使用基準(GAP)のうち残留が最大となる使用基準(cGAP)の条件で実施した作物残留データをもとに推定される。ただし、±25%の投下量の幅は同じGAPとして扱ってよいとされている。比例性(Proportionality)は、このような条件に合致するデータが少ない場合、一定の範囲内の農薬投下量において、cGAPよりも25%以上高い又は低い農薬投下量で実施した作物残留データに、cGAPの投下量と当該作物残留試験における投下量の比を乗じて、cGAPに従った場合の残留データを推定する方法を指す。

2. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

計 32 農薬について、計 348 の食品／農薬の新たな Codex MRL の最終採択を 2015 年 7 月の総会に勧告することとなった。なお、EU からは、現在の EU の方針として、本会合で留保を示さなかった Codex MRL については、自動的に EU の MRL に採用するとの説明があり、数々の MRL 案及び原案について、留保が示された。

<各農薬の審議結果>

○ MRL 案がステップ 5/8 に進められた 32 農薬 (合計 348MRL)

Phosmet (103)	Dithiocarbamates (105)	Triforine (116)
Triadimefon (133)	Propamocarb (148)	Propiconazole (160)
Triadimenol (168)	Buprofezin (173)	Glufosinate-Ammonium (175)
Myclobutanil (181)	Fenpropathrin (185)	Pyraclostrobin (210)
Dimethomorph (225)	Chlorantraniliprole (230)	Prothioconazole (232)
Spirodiclofen (237)	Clothianidin (238)	Fluopyram (243)
Thiamethoxam (245)	Emamectin benzoate (247)	Sulfoxaflor (252)
Sedaxane (259)	Benzovindiflupyr (261)	Fenamidone (264)
Fluensulfone (265)	Aminocyclopyrachlor (272)	Cyflumetofen (273)
Dichlobenil (274)	Flufenoxuron (275)	Imazamox (276)
Mesotrione (277)	Metrafenone (278)	

○ MRL 案がステップ 5 に進められた 2 農薬 (合計 5MRL)

Fenpropathrin (185) Fenamidone (264)

○ 既存 MRL の削除が提案された 15 農薬 (合計 84MRL)

Dithiocarbamates (105)	Triforine (116)	Triadimefon (133)
Propamocarb (148)	Propiconazole (160)	Triadimenol (168)
Glufosinate-Ammonium (175)	Myclobuanil (181)	Fenpropathrin (185)
Pyraclostrobin (210)	Dimethomorph (225)	Chlorantraniliprole (230)
Fluopyram (243)	Emamectin benzoate (247)	Sedaxane (259)

○ MRL 案がステップ 7 に維持された 5 農薬 (合計 25MRL)

Chlorpyrifos-Methyl (90) Oxamyl (126) Bifenthrin (178)
Tebuconazole (189) Metalaxyl-M (212)

○ MRL 案がステップ 4 に維持された 8 農薬 (合計 19MRL)

Diquat (31) Chlorpyrifos-Methyl (90) Propamocarb (148)
Bifenthrin (178) Dimethomorph (225) Fluopyram (243)
Sulfoxaflor (252) Penthiopyrad (253)

○ MRL 案が取り下げられた 4 農薬 (合計 6MRL)

Glufosinate-Ammonium (175) Tebuconazole (189) Difenoconazole (224)
Sulfoxaflor (252)

議題 10 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

本議題の電子作業部会の議長である豪州より、2016年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リスト案が紹介され（CRD2）、以下①～③の農薬から構成される 2016 年の優先リストが合意された。

- ① 新規評価：計 8 農薬
- ② 定期的再評価：計 3 農薬
- ③ 既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価：計 16 農薬

なお、定期的再評価については、2014 年に改訂された「CCPR が適用するリスクアナリシスの原則」に基づき、メンバー国から人の健康への懸念に関する情報が提出された農薬について、15 年を待たずに優先的に評価することとされている。これを踏まえ、いくつかの農薬について、EU から提出された人の健康への懸念に関する情報に基づき、定期的再評価を当初予定より早期に実施することとなった。

また、電子作業部会議長から、再評価後 15 年以上経過している農薬のうち、全ての国で登録のない農薬を再評価の候補リストから除外し、MRL を削除することが提案された。これに該当するいくつかの農薬について、次回部会までに新しい情報が提出されなければ、既存の MRL を全て削除することが示唆された。

議論の結果、2017 年以降の優先リストについて、引き続き電子作業部会（議長国：豪州）を設置して、次回部会で検討することとなった。また、EU より、新規評価と定期的再評価の対象となる農薬の数の割合について、定期的再評価の割合を増やすべきとの意見があり、これについても電子作業部会で検討し、次回部会で具体的な議論を行うこととなった。

3. その他特筆すべき案件

議題 3 (3) コーデックス戦略計画 2014-2019 の検証作業

コーデックス戦略計画に基づく各活動について、本部会の実施状況を回答としてまとめ、総会に報告することが合意された。具体的な議論は、我が国やブラジルの事前コメントを基に事務局が準備した回答案に沿って行われた。我が国が提出したコメントは、実質的な内容として 8 割以上、本部会の回答に盛り込まれた。

なお、ブラジル及びチリは、CCPR が適用するリスクアナリシスの原則において、定期的再評価に必要なデータが提出されないことをもって既存の MRL を削除することは、コーデックスの枠組みで適用するリスクアナリシスの原則と整合がとれていない懸念があると発言した。また、数カ国から、物理的作業部会及び会期中作業部会において英語だけでなく全ての公用語を使用すべきとの意見があった。

議題 5 (a)② Glyphosate の発がん性（抜粋）

EU は、毒性データの評価に関する調和されたアプローチが重要であると指摘しつつ、同じ WHO を母体とする IARC（国際がん研究機関）と JMPR が glyphosate の発がん性に関して異なる結論を導いた理由について質問した。WHO 事務局から、IARC は化学物質の作用機構や暴露を考慮せずにハザード分類を行っている*のに対し、JMPR は食品由来の農薬の暴露の程度を考慮してリスク評価を実施しており、両者の役割が根本的に違ふとの説明があった。

（※農薬散布者への暴露という限られたデータはあるが、食品由来の暴露は考慮していない）

本件については、glyphosate に限った問題ではなく、農薬規制当局にも大きな影響があるので、IARC と JMPR がコミュニケーション戦略を立て、両者の役割の違いなども含めて正確に情報発信すべきとの意見があり、WHO 事務局がフォローアップすることとなった。FAO より、IARC の報告書の公表は、一部の農薬規制当局に既に深刻な影響を及ぼしているとの指摘があった。

4. その他の各議題

議題1 議題の採択

EUの提案を受け、議題11：その他の事項及び今後の作業に「（食品中の残留農薬の短期暴露評価に用いる）国際短期摂取量推定（International Estimate of Short Term Intake：IESTI）の見直し」を追加した上で、議題案が採択された。また、議題8：残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案に関する会期中作業部会（議長：米国、共同議長：中国及びインド）を設置することとなった。

議題2 報告者の選任

David Lunn（ニュージーランド）及びKevin Bodnaruk（豪州）が報告者として選任された。

議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（1）総会からの報告

第37回総会（2014年）において、多数のMRLの新規設定又は削除のほか、残留農薬部会（CCPR）が適用するリスクアナリシスの原則の改訂など前回の第46回部会の合意事項が全て最終採択されたことが報告された。

また、情報提供を目的とした文書（Information document）の作成に関するガイダンスが紹介された。

（2）他の部会からの報告

一般原則部会（CCGP）の次回会合において、各部会が適用するリスクアナリシスの原則の文書の整合性を検討する予定であることが報告された。

また、分析・サンプリング法部会（CCMAS）が、国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（CAC/GL 83-2013）のAnnexとして検討中のサンプリングプランの事例において、CCMASがTOR上、分析・サンプリング法を承認する対象となっていない部会（例：CCPR、CCRVDF）のサンプリングプランが含まれていたことについて、昨年、本部会がCCMASに明確化を求めていた。この点に関し、CCMASから、事例部分はこれらの部会が検討したサンプリング・検査の手順に手を加えるものではなく、サンプリング法が結果の判断にどのように利用されるかを示しているだけであるとの回答があったことが報告された。

（3）コーデックス戦略計画2014-2019の検証作業（※ 上記6ページを参照）

議題4(a) FAO及びWHOからの関心事項

WHO事務局より、以下の事項が紹介された。

- ① 2015年9月に、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）の会合と連続する形で、EFSAと共催で国際短期摂取量推定（IESTI）の見直しに関するテクニカルワークショップ（議題11参照）を開催予定であること
- ② 2015年のミラノ国際博覧会において食品中の化学物質のリスク評価に関する一般向け懇談会を開催予定であること
- ③ JMPRにより評価された農薬の毒性指標、長期及び短期の暴露評価の結果並びにCodex MRLの情報にアクセスできるウェブサイト（Pesticide dash board）³が開発されたこと

³ <http://www.who.int/foodsafety/databases/en/>

さらに、WHO 事務局より、メンバー国に対し、環境からの汚染による（過去の農作物への使用を含む）残留農薬について、GEMS/Food system⁴を活用して、外因性最大残留基準（EMRL）の設定に必要なモニタリングデータを提出するよう要請があった。

議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

IAEA 事務局より、本部会に関連する IAEA の活動として、食品中に残留する化学物質のモニタリングプログラムなど各国の能力向上を目的とした様々な技術協力プロジェクト等を実施中であることが紹介された。

また、本部会の活動に関連する OECD 農薬作業部会の残留化学専門家会合及びマイナーユース専門家会合の活動状況について情報提供があった。

議題 5 (a) 2014 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告

JMPR 事務局（FAO 事務局及び WHO 事務局）より、2014 年 JMPR における以下の一般検討事項が報告された。

① WHO パネルの評価者向けガイダンスの作成

WHO 事務局より、WHO パネル専門家による現行の毒性評価の手続き、毒性試験の解釈及びモノグラフの構成等に関するガイダンスについて、2014 年 JMPR において合意され、間もなく公表予定であるとの紹介があった⁵。植物及び動物体内における代謝物への毒性学的懸念の閾値（Threshold of Toxicological Concern : TTC）アプローチの活用に関して、EU より、2014 年 12 月に EFSA 及び WHO が共催で開催したワークショップの報告書を 2015 年春に公表予定であるとの紹介があった。

② 食品中の化学物質のリスク評価の原則及び方法（EHC240）の更新

WHO 事務局より、2014 年 JMPR は、上記①のガイダンスの完成を踏まえ、EHC 240 の該当するセクションの更新を行う必要があるとの見解を示したとの紹介があった。（※ glyphosate に関する議論は、上記 6 ページを参照）

③ 21 世紀のハザード評価：新たな mechanistic-based approach（Tox 21）によるデータの JMPR の評価への活用

WHO 事務局より、2014 年及び 2015 年の JMPR の毒性評価においては、構造活性相関など、従来動物実験によらない手法を活用したデータが提出されなかったことが紹介された。数カ国から、今後、JMPR がこのようなデータを評価に活用することが支持された。その結果、2016 年の評価にあたり、産業界及び加盟国に対して、引き続き関連データを提出するよう促すこととなった。

④ 米国、カナダ及び欧州における農薬の累積暴露評価の方法

WHO 事務局より、類似した毒性学的特性を有する複数の農薬の累積暴露評価について、JMPR の評価においても将来的に活用すべきかどうか検討を開始したことが紹介された。EU より、EFSA がこの評価手法に関連して既に公表した報告書のほか、現在、甲状腺への慢性的影響や神経系への急性的影響に関する新たなプログラムを実施中であり、2017 年に報告書を公表予定との紹介があった。

⁴ <https://extranet.who.int/gemsfood/>

⁵ 下記 URL にて公表済み（2015 年 6 月現在）

http://www.who.int/entity/foodsafety/areas_work/chemical-risks/jmpr_Guidance_Document_FINAL.pdf?ua=1

⑤生涯よりも短い期間における残留農薬への高い暴露についてのリスク判定

WHO 事務局より、毒性試験において、生涯よりも短い期間の投与で長期の投与と同様又はより強い毒性が認められる場合には、従来の生涯における残留農薬の平均暴露だけでなく、生涯よりも短い期間における暴露を考慮すべきであるとの言及があった。また、このような農薬を同定するクライテリアや、一日よりも長く生涯よりも短い暴露量を評価できるモデルの開発等について、JMPR 及び JECFA が共催するワークショップ等を通じて検討予定との紹介があった。

⑥不十分な毒性データパッケージへの対応

WHO 事務局より、不十分なデータが提出されると JMPR のリソースが無駄になることから、データ提出者に対し、全ての関連する情報・データを提出するとともに、その際にデータが完全である旨を宣言するレターも提出するよう要請があった。

⑦Minor crops / Specialty crops (マイナー作物) に対する MRL の推定

FAO 事務局より、第 46 回 CCPR が作成したマイナー作物に係る MRL 設定の促進のためのガイダンス案に対する JMPR の見解が紹介された。JMPR からは、CCPR がガイダンス案で提案している作物残留試験の最小例数（議題 9 を参照）によらず、科学的な判断に基づきケースバイケースでマイナー作物の MRL を推定することが強調された。

⑧今後のグループ MRL (食品群に対する MRL) の設定プロセスに関する考え方

FAO 事務局より、2014 年 JMPR は、グループ MRL の設定を検討するにあたり、2013 年 JMPR が示した基本原則（①グループに属する全ての作物に同じ使用方法 (GAP) で登録されていることを前提に、②当該 GAP に基づき実施された各代表作物の作物残留試験データの中央値が 5 倍以内であること）を再確認するとともに、サブグループ間の代表作物の比較をできる十分なデータセットが必要であると強調したことが紹介された。我が国より、JMPR の活動に謝意を示すとともに、JMPR によるグループ MRL の推定の考え方や経験を共有することは、データ提出者やメンバー国の規制当局にも非常に有益であると述べた。

EU より、JMPR の方法論を概ね支持するが、可能な場合は、中央値が 5 倍以内であるか否かを確認するプロセスは省略し、統計学的検定を直接行うべきであるとの意見や、個々の代表作物について OECD MRL calculator で MRL を推定した際に同様な値になる場合のみグループ MRL を設定すべきとの意見があった。

米国より、同国では JMPR と異なり、各代表作物の作物残留試験データの最大値の比が 5 倍以内であればグループ MRL を推定してきたが、これを見直す時期にあり、より統計学的方法論を活用すべきとの考えであることが紹介され、グループ MRL の推定の方法論の調和に関する提案を、2015 年 7 月の OECD 残留化学専門家会合に提示する予定であるとの紹介があった。OECD と JMPR がグループ MRL の設定に当たって共通したアプローチを模索すべく、本部会は JMPR 事務局に対し、OECD の議論のフォローアップを行うよう促した。

⑨かんきつ類のグループ MRL に関連したきんかんの IESTI の計算方法

FAO 事務局より、JMPR は、かんきつ類のグループ MRL を推定する際に、きんかんについて、きんかんの多食者の摂取量及びかんきつの全果実の最大残留濃度 (HR) を使用して短期暴露評価を行っており、消費者の健康の懸念がないことを確認できれば、かんきつ類のグループ MRL を適用できる旨紹介があった。

⑩ IEDI の推計において用いる GEMS/Food diets の更新

WHO 事務局より、新たな摂取量調査（2002-2007 年）の結果に基づき GEMS/Food cluster diets が更新され、従前の 13 クラスターから 17 クラスターに変更されたこと、また、JMPR はこの新しいクラスターの消費量データを長期摂取量推定（IEDI）に用いていることが紹介された。

議題 5 (b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2014 年 JMPR の回答

メンバー国から JMPR に Concern Form が提出された Chlorpyrifos-methyl (090)、Spirotetramat (234) 及び Tolfenpyrad (269) 並びに JECFA から提示された Emamectin benzoate (247) に関する懸案事項について、議題 6 の議論の中で JMPR 事務局から回答されることとなった。

議題 8 残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

第 36 回総会（2013 年）における合意を受け、新規作業として、残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案の作成が進められてきた。

今次部会では、電子作業部会において検討されてきた標記ガイダンス原案について、会期中作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）において議論されたが、各国から非常に多くのコメントが寄せられたことから、再度各国が持ち帰って精査する必要があることが確認された。

このため、本ガイダンス案をステップ 2 に戻してコメントを求めるとともに、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）を設置して、レイアウトの改善、文言の明確化や重複の排除なども含めて修正案を検討し、2016 年の 2 月までに最終案を完成させ、次回部会で議論することが合意された。

また、本件に関する議論を促進するために、次回部会の本会合に先立って、物理的作業部会を開催する可能性が示唆された。

議題 11 その他の事項及び今後の作業

(a) 国際短期摂取量推定（IESTI）の見直し

EU から、IESTI の計算方法の見直しに関して、近年 JMPR が国際的な議論が必要であるとの考えを示していることを踏まえ、EFSA が FAO、WHO 及び RIVM と共催で、2015 年 9 月 7-9 日にジュネーブにおいて、ステークホルダーによる会合（初日）と、選ばれた専門家による科学ワークショップ（2-3 日目）を開催予定であることが紹介された。

この会合の成果として、新たな IESTI の計算方法に関するレポートを作成し、JMPR、各国や地域の食品安全に関する規制当局による議論につなげたいとの考えが示された。また、本会合の参加登録に関する情報は 5 月 1 日に、会合の背景文書は 6 月末に、それぞれ EFSA のホームページに掲載予定との紹介があった。

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案及び改訂原案	5/8	・ 第 38 回総会
MRL 原案及び改訂原案	5	・ 第 38 回総会
MRL 案及び改訂案	7	・ 第 48 回 CCPR
MRL 原案及び改訂原案	4	・ 第 48 回 CCPR
削除が提案された MRL	廃止	・ 第 38 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案：豆類 (種実)	7	・ 第 48 回 CCPR (野菜の分類の改訂が終了するまで据え置き)
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案：豆類 (未成熟)	4	・ 電子作業部会 (議長国：米国、 共同議長国：オランダ) ・ 第 48 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案：うり科果菜類、穀類	2/3	
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案：砂糖製造用緑草類、飲料及び砂糖菓子用種子類	2/3	
Table 2 及び 3 原案：野菜及び穀類の代表作物の選定例 (食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料)	2/3	
ササゲ属 (<i>Vigna spp.</i>) の豆を Beans (dry) に変更することに伴う Peas (dry) の CXL への影響に関する討議文書	-	・ タイが討議文書作成 ・ 第 48 回 CCPR
残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア (性能規準) に関するガイダンス原案	2/3	・ 電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：中国及びインド) ・ 第 48 回 CCPR
Minor crops / Specialty crops (マイナー作物) に係る MRL 設定の促進のためのガイダンス文書	-	・ 第 38 回総会
農薬に関するコーデックス優先リストの設定 (新規農薬と定期的再評価の対象農薬)	1/2/3	・ 第 38 回総会 ・ 電子作業部会 (議長国：豪州) ・ 第 48 回 CCPR

コーデックス残留農薬部会 (CCPR)

参考資料

平成27年6月18日

グループMRLとは

- 個別の食品ごとではなく、農薬の残留の程度が類似した同一グループに属する食品全体に適用されるMRL
- 複数の「代表作物」の作物残留試験データを有効活用

➡ 科学的な判断に基づき、食品の安全を確保しつつ、代表作物のデータを用いて効率的なMRL設定が可能

JMPRがグループMRLを推定する前提条件

- 1以上の国で、対象のグループに属する全ての作物に対して同じ使用方法(GAP)で登録されていること
- 上記GAPに基づいて複数の「代表作物」の作物残留試験が実施されており、各代表作物の作物残留試験データの中央値が5倍以内であること

2

グループMRLの設定促進を目指した CCPRの検討

■ 食品及び飼料の コーデックス分類の改訂 [2006年～継続中]

- ☞ 新たなグループ / サブグループの設置
- ☞ 食品の新規追加/分類変更

■ 食品群へのMRLの外挿の ための代表作物の選定に 関する原則及びガイダンス

- ☞ 代表作物の選定の考え方
[2012年最終承認]
- ☞ 代表作物の「例」の選定
[継続中]

各グループの代表作物を選定し、当該作物の
作物残留試験データを用いてグループMRLを設定

Minor Cropsに適用されるMRLの増加にも寄与

3

食品及び飼料のコーデックス分類とは (Codex Classification of Foods and Animal Feeds)

■ 主な目的

1989年採択、1993年改訂、2006年～ 改訂作業中

- 国際貿易される食品や飼料に関する農薬のMRLを
統一的かつ正確に記述
- 食品や飼料を、形状や植物学的な特徴等に基づき、
どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類
- MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義

■ 構成 (例) 植物由来食品(一次)の場合

タイプ	>	グループ	(>サブグループ)
1. Fruits	…	6グループ	
2. Vegetables	…	9グループ	
3. Grasses	…	2グループ	
4. Nuts & Seeds	…	3グループ	
5. Herbs & Spices	…	2グループ	

4

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 (2006年～)

■ 主な検討事項

- 各グループにおける新たなサブグループの設置
- 新規食品の追加
- 一般名及び学名の更新、commodity codeの更新
- MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義の確認

■ グループごとに段階的に検討

→ 「果実」、「野菜」などタイプごとに最終化

(食品を他グループに移動する場合に問題が生じることを避けるため)

〔例〕 きんかん(Kumquats) : 熱帯性果実類 → かんきつ類へ

→ 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認(REP12/PR-Appendix VIII)

→ 現在、野菜及び穀類のグループの改訂作業中

5

代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (2012年最終承認) (REP12/PR-Appendix XI)

■ 「代表作物」の選定の3つの原則

- ① 残留濃度が最も高くなる可能性がある作物
- ② 生産及び/又は消費の観点から重要と考えられる作物
- ③ 形態、生育特性、病害虫の発生、可食部について、グループ内の作物とよく類似している作物
(※ ①と②は必須条件)

■ 各国が上記原則に従い、自国の実態を考慮して代表作物を選定・提案可能(Alternative Representative Commodity)

国により生産量や消費量の違いがあるため、
代表作物が同一になるとは限らない

6

Table 1: 果実の代表作物の例 (抜粋)

(REP12/PR-Appendix XI)

Codex Group / Subgroup	Examples of Representative Commodities	Extrapolation to the following commodities
Group 001 Citrus Fruits	Lemon or Lime; Mandarin; Orange and Pummelo or Grapefruit	Citrus Fruit (FC 0001): ..略..
Subgroup 001A, Lemons and Limes	Lemon or Lime	Lemons and Limes (FC 0002): ..略..
Subgroup 001B, Mandarin	Mandarin	Mandarins (FC 0003): ..略..
Subgroup 001C, Oranges, Sweet, Sour	Orange	Oranges, Sweet, Sour (FC 0004): ..略..
Subgroup 001D, Pummelos	Pummelo or Grapefruit	Pummelos and Grapefruit (FC 0005): ..略..

7

**食品及び飼料のコーデックス分類の改訂
及び代表作物の例の検討状況①: 果実**

■ 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認

グループ名			食品及び飼料のコーデックス分類の改訂	代表作物の例
番号	コード	名称		
001	FC	かんきつ類	最終承認 (2012年)	最終承認 (2012年)
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類		
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)		
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		

8

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況②:野菜

下線: 第47回CCPR(2015年)で議論

グループ名		食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード		
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ2/3 (2015年)
010	VB	あぶらな科野菜類(あぶらな科葉菜類を除く)	
011	<u>VC</u>	<u>うり科果菜類</u>	
012	VO	うり科野菜を除く果菜類	
013	VL	葉菜類	
014	VP	<u>豆類(未成熟)</u>	
015	VD	<u>豆類(種実)</u>	
016	VR	鱗茎及び塊茎状野菜類	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	
018	VF	食用きのこ類	

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況③:その他

下線: 第47回CCPR(2015年)で議論

グループ名		食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード		
020	<u>GC</u>	<u>穀類</u>	未検討
021	GS	砂糖製造用緑草類	
022	TN	ナッツ類	
023	SO	油用種子類	
024	SB	飲料及び砂糖菓子用種子類	
027	HH	ハーブ類	
028	HS	スパイス類	

10

第47回CCPRにおける検討結果 (2015年4月)

- 豆類(種実)の改訂案
 - ステップ7 (他のグループの改訂作業を待つ)
- 豆類(未成熟)の改訂原案
 - ステップ4
- うり科果菜類の改訂原案
 - ステップ2/3に戻し、電子作業部会(議長国:米国、共同議長国:オランダ)で再検討
- 穀類の改訂原案
 - ステップ2/3に戻し、電子作業部会で再検討

11

豆類(種実):結論

- 以下の2つのサブグループを設置することに合意
 - 15A Dry beans
 - 15B Dry peas
- 可食部が地下で育つ豆
(バンバラ豆、ケルスティンググラウンドナッツ+場合により落花生)
 - 独立したサブグループを設置すべきか or
他のグループに分類すべきか電子作業部会で検討

12

豆類(未成熟): 結論

- 以下の4つのサブグループを設置することに大筋で合意
 - 14A Beans with pods
 - 14B Peas with pods
 - 14C Succulent beans without pods
 - 14D Succulent peas without pods
- 可食部が地下で育つ未成熟豆
(未成熟バンバラ豆、未成熟ケルステインググラウンドナッツ
+場合により落花生)
 - ➔ 独立したサブグループを設置すべきか or
他のグループに分類すべきか電子作業部会で検討

13

うり科果菜類: 結論

- サブグループについて、以下の3つのオプションが議論されたが、各国から様々な意見があり、合意に至らず
 - ➔ ステップ2/3に戻して、電子作業部会において再検討し、次回部会に1つ又は2つのオプションを提示

オプション1	オプション2	オプション3
11A Cucumber and summer squashes 11B Melons 11C Winter squashes	11A Melon 11B Squash/cucumber	11A Cucurbits with edible peel 11B Cucurbits with inedible peel
➔ きゅうり(11A)、メロン(11B)、かぼちゃ(11C)を異なるサブグループに分類	➔ きゅうりとかぼちゃを同一のサブグループ(11B)に分類	➔ メロンとかぼちゃを同一のサブグループ(11B)に分類

日本、タイ、中国等

米国、カナダ等

EU等

14

うり科果菜類: 主な議論

- きゅうりとかぼちゃについて、収穫時の生育段階や農薬の使用時期の相違があることから、両者を別のサブグループとすることで概ね意見が一致
- 日本は、上記を裏付けるデータを提示 (以下: 日本コメントより抜粋)

<きゅうり>
未成熟で急激に肥大する時期の果実を毎日収穫

Crop (Variety)	Period of significant enlargement of fruit (days after flowering)	Time of harvest (days after flowering)	Fruit weight at harvest (g / fruit)
Cucumber (Tokiwa Hikari 3P)	3 - 15	10 - 12	100
Zucchini (Black Zucchini)	3 - 7	3 - 5	100 - 300

<かぼちゃ>
肥大が終了して成熟した果実を一定時期に収穫

Crop (Variety)	Period of significant enlargement of fruit (days after flowering)	Time when a fruit reaches full size (days after flowering)	Period when sugar ^a /starch ^b content of fruit increases (days after flowering)	Time of harvest (days after flowering)	Fruit weight at harvest (g per fruit)
Winter squash ⁴ (Ebisu)	< 25	25	25 - 40	40	1,800 - 2,500

うり科果菜類: 主な議論

- 皮を食べられるか否か : 国の食習慣により異なる
- ➔ サブグループ名に明記しない方向



- 合意に至る可能性のあるオプション
 - オプション1 (計3グループ) or
 - オプション3のサブグループ名を修正した案 (計2グループ)

オプション1	オプション2	オプション3
11A Cucumber and summer squashes 11B Melons 11C Winter squashes	11A Melon 11B Squash/cucumber	11A Cucurbits with edible peel XXX 11B Cucurbits with inedible peel XXX
➔ きゅうり(11A)、メロン(11B)、かぼちゃ(11C)を異なるサブグループに分類	➔ きゅうりとかぼちゃを同一のサブグループ(11B)に分類	➔ メロンとかぼちゃを同一のサブグループ(11B)に分類

16

うり科果菜類: 次回部会までの検討事項

<論点>

かぼちゃとメロンを同じサブグループにすべきか or それぞれを独立したサブグループとすべきか

→ 以下について意見を募集

➤ 考慮すべき7要素に照らしてどちらの案が適切か

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 農薬の残留に関する類似性 | ② 食品の形状の類似性 |
| ③ 生産方法や生育方法の類似性 | ④ 可食部位 |
| ⑤ 農薬の使用方法(GAP)の類似性 | ⑥ 農薬の残留挙動に関する類似性 |
| ⑦ (サブ)グループに対するMRL設定の柔軟性 | |

➤ グループMRLの設定にあたって作物残留試験の実施が必要な代表作物の選定を柔軟に行えるかどうか(=かぼちゃのデータがなくてもグループMRLを設定することが可能か)

17

穀類: 結論

- サブグループについて、以下の2つのオプションが議論されたが、各国から様々な意見があり、合意に至らず
- ➔ ステップ2/3に戻して、電子作業部会にて再検討

オプション1	オプション2
20A Small grains	20A Wheat
	20B Barley
	20E Pseudocereal grains
20B Corn, grain sorghum and millet	20D Maize, millet, sorghum
	20F Sweet corn
20C Rice	20C Rice

➔ オプション1の20A Small grainsについて、
オプション2では、小麦(Wheat)、大麦(Barley)及び擬穀類(例: そば)
(Pseudocereal grains)に細分化

➔ オプション1の20B Corn, grain sorghum milletについて、
オプション2では、未成熟とうもろこし(Sweet corn)のみ別のサブグループ
として独立

18

穀類: 主な議論①

< 論点1 >

未成熟とうもろこし (Sweet corn) を、完熟とうもろこし (Maize) と同じサブグループにすべきか

- 未成熟とうもろこしと完熟とうもろこしについて、収穫時の生育段階や穀粒の水分含量の相違があることから、両者を別のサブグループにすることで概ね意見が一致
- 日本は、上記を裏付けるデータを提示 (以下: 日本コメントより抜粋)

Commodity	per 100g edible portion			
	Water (g)	Protein (g)	Lipid (g)	Carbohydrate (g)
Sweet corn (Immature kernels, raw)	77.1	3.6	1.7	16.8
Maize (Whole grain, raw)	14.5	8.6	5.0	70.6
Amaranth (Whole grain, raw)	13.5	12.7	6.0	64.9
Wheat (Whole grain, raw)	10.0 - 12.5	10.1 - 13.0	3.0 - 3.3	69.4 - 75.2
Rice (Husked rice, raw)	15.5	6.8	2.7	73.8
Sorghum (Whole grain, raw)	12.0	10.3	4.7	71.1

19

穀類: 主な議論②

< 論点2 >

擬穀類 (例: そば) を、小麦や大麦と同じサブグループにすべきか

- EU等は、擬穀類は、穀類と生育習性や農薬の使用方法が異なるため独立したサブグループにすべきと主張
 - 米国等は、擬穀類にマイナー作物しか含まれないため、独立したサブグループとすることで、穀類のグループ MRL 設定にあたり、擬穀類の作物残留試験を実施する必要が生じることに懸念があると表明
- 判断に必要な決定的な情報・データがなく、結論は出ず

20

穀類: 主な議論③

<論点3>

小麦と大麦を同じサブグループにすべきか

- 日本やEUは、小麦と大麦を別のサブグループにすべきと主張

- 日本は、収穫時に、小麦は外皮(husk)がとれるが大麦は外皮がとれないことを提示
- 既存のMRL及び作物残留試験データの解析結果も提示
- ➔ 大麦が小麦より高い残留を示す傾向を明らかにし、議論に貢献(※EUも、日本が提示した解析結果を引用)

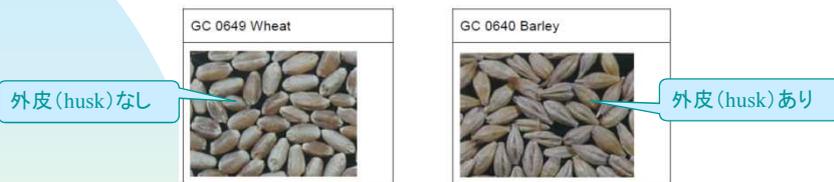
次ページを参照

- 一方、米国等は、小麦と大麦を同一のサブグループにすべきと主張(←自国の食品分類で同じサブグループ)

21

日本コメント: 大麦は小麦より残留濃度が高くなる傾向

- 収穫時に小麦は外皮(husk)がとれるが大麦は外皮がとれないため、農薬の残留量が異なることを提示



- 既存の小麦と大麦のCodex MRLを比較し、その根拠となった作物残留試験データ(JMPR報告書)を解析・提示

Commodity	Use pattern					Supervised residue trials on crops					Codex MRL (mg/kg)
	Country	App. rate (kg ai/ha)	no.	BB CH	PHI (days)	Country	n	Residue data (mg/kg)	Range (mg/kg)	Median (mg/kg)	
Dicamba (extracted from 2010 JMPR Evaluation)											
Barley	US	0.14 (1st) 0.28 (2nd)	2		7	US	10	0.78, 1.1, 1.1, 1.5, 1.6, 1.6, 1.8, 2.7, 2.8, 5.0	0.78 - 5.0	1.6	7
Wheat	US	0.28 (1st) 0.28 (2nd)	2		7	US	20	0.05, 0.07, 0.08, 0.11, 0.11, 0.11, 0.16, 0.19, 0.19, 0.25, 0.29, 0.34, 0.35, 0.47, 0.53, 0.81, 0.84, 1.1	0.05 - 1.1	0.22	2

22

穀類: 次回部会までの検討事項

■ サブグループ

論点1: 擬穀類(Pseudocereals)を、小麦や大麦などから独立したサブグループとすべきか否か

→ 擬穀類の生産方法や農薬使用について情報を募集

論点2: 小麦と大麦を同一のサブグループにすべきか否か

→ 以下について情報・意見を募集

- 小麦と大麦の農薬の使用方法や残留データ
- 考慮すべき7要素に照らしてどちらが適切か

■ MRL設定部位(分析部位)の定義: whole commodity

→ 流通・貿易される際の穀粒が外皮(husk)で保護されているか否かを明確化するために、日本が提案した修正案について、意見を募集

23

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 22 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2015 年 4 月 27 日（月）～ 5 月 1 日（金）

場所：サンホセ（コスタリカ）

議題

1	議題の採択
2	CCRVDF が効率的にその作業を遂行する能力に影響を与える問題と懸念に関する討議文書
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4	FAO/WHO 及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む OIE からの活動報告
最大残留基準値（MRL）及び食品中に残留する動物用医薬品のためのリスク管理の勧告（RMR）	
6	(a) 動物用医薬品（モネパンテル）の MRL 案の検討（ステップ 7）
	(b) 動物用医薬品（デラカンテル）の MRL 原案の検討（ステップ 4）
	(c) 動物用医薬品の MRL 原案の検討（ステップ 4）
	(d) 動物用医薬品（ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール）のリスク管理に関する勧告の原案の検討（ステップ 4）
CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則	
7	はちみつ中の動物用医薬品の MRL 設定に関する条項案（「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」に含めるための案）

評価又は再評価を求める動物用医薬品の優先順位リスト	
8	(a) JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
	(b) 各国が MRL 設定を必要とするデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動させるための代替的アプローチ
	(c) MRL 設定に関する各国の必要性に関するデータベース
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地

第 22 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015 年 4 月 27 日（月）～5 月 1 日（金）

場所：サンホセ（コスタリカ）

2. 参加国及国際機関

本会合には、62 加盟国、1 加盟機関（EU）、9 国際機関及び FAO/WHO が参加した。

3. 我が国からの出席者

厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	基準審査課	残留農薬専門官	飯塚 渉
厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	企画情報課	主査	黒岩 健二
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	食品部	主任研究官		坂井 隆敏
農林水産省	消費・安全局	消費・安全政策課	調査官		辻山 弥生
農林水産省	消費・安全局	畜水産安全管理課	課長補佐		関谷 辰朗
農林水産省	動物医薬品検査所	検査第二部	総括上席研究官		遠藤 裕子
山口大学	共同獣医学部病態抑制学講座	教授			豊福 肇

4. 概要

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 2 CCRVDF が効率的にその作業を遂行する能力に影響を与える問題と懸念に関する討議文書

議長から、本討議文書は前回会合において議長が作成することとされた文書であり、コンセンサスに到達するという本部会の作業の目標のために、加盟国間の差異を評価した上で調整を図り、対話と討議を促進するためのものであるとの説明があった。会合においては、発展途上国における公衆衛生と公正な貿易には、Codex の果たす役割が非常に大きく、CCRVDF が時宜を得て適切に透明性をもって活動することが重要であること、また、発展途上国向けに既存の Codex 基準に関するセミナーの実施やデータ提出の支援の必要性について発言があった。フランスは CCRVDF の作業の優先順位を明確化するためのシステムの構築が効率的な作業に重要であると発言し、日本は、CCRVDF の決定は JECFA の科学的評価に基づいたものであり、JECFA の評価結果は科学的で難しい部分もあるが、討議文書はあまりに簡潔にまとめすぎており、評価内容を CCRVDF 参加者が正しく理解するためには、より詳細かつわかりやすい評価結果の提示が必要であること、JECFA の評価結果に疑義がある場合には concern form の利用が有効であり、議論の効率化につながり得ること、データギャップを埋めるためのデータ収集法の検討と能力形成が重要であること、また、作業の優先順位を決定するために CCFH で採用している採点手法のようなものを導入する必要性について発言した。

結論として、今後の CCRVDF の会合において、「その他の事項」の議題として常に本議題の討議を実施すること、また、フランスを議長とした電子的作業部会（EWG）を設置し、部会の作業の優先順位を決定するための採点手法の採用の実行可能性を検討するための討議文書を作成し、次回の会合に提出することが合意された。

議題 4 FAO/WHO 及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項 （ゲンチアナバイオレット*1）

第 78 回 JECFA は、ゲンチアナバイオレットがマラカイトグリーンに構造が類似していることに注目し、遺伝毒性及び発がん性があることから、ADI*2 の設定及び MRL*3 の勧告が適切でないと結論付けた。参加国は、ゲンチアナバイオレットのためのリスク管理に関する勧告（RMR）の設定を支持したが、マラカイトグリーンのための RMR の最後の文である「このこと（当該化合物が食品中に残留しないようにすること）は当該化合物を食用動物に使用しないことによって達成され得る。」について含むべきかについては異なる意見が示された。

今次会合では合意に達しなかったため、ゲンチアナバイオレットの RMR について 2 つのオプションを回付し、Step3 としてコメント募集を行い、次回会合で検討することとされた。

*1：国内では、動物用医薬品としての承認及び飼料添加物としての指定はされておらず、申請もされていない。

*2 ADI（Acceptable Daily Intake）：一日摂取許容量：ヒトがある物質を一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。

*3 MRL（Maximum Residue Limit）：最大残留基準値：各食品中に残留することが許される、農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の最大濃度のこと。

（r-BST*4（成長ホルモン剤：天然型 BST（牛ソマトトロピン）の 4 つの類似物質（DNA 組換え技術により生産されるもの））

第 78 回 JECFA で 3 回目の評価が行われ、r-BST については、当該動物用医薬品の使用はヒトに対して危害をもたらさないことから、ADI は「特定しない（not specified）*5」、MRL についても、「特定しない*6」という以前の結論が再確認されたことが報告された。

日本を含め多くの国は、JECFA の科学的評価に基づく結論の採択に賛成した。ブラジルは、CRD11 により、部会が総会に対し、ステップ 8 で留め置くことをやめるよう勧告することを求めた。

JECFA の評価結果を支持する国々は、JECFA は r-BST のヒトの健康に対する安全性を保証するため、しっかりとした評価を行い、第 35 回総会から提出されたすべての質問に明確に回答しており、また、採択に反対するような、科学的なデータは存在しないことから、JECFA の勧告どおりの結論を、次回総会で採択すべきと主張した。

一方、EU 等は JECFA の評価には科学的な不確実性があるため、本件を先に進めることには合意できないことを表明した。それらの国々は、JECFA 自身が評価の中で指摘し

ているように、r-BST の使用と薬剤耐性の発生の関係について結論を導き出すにはエビデンスは不十分であり（特定の研究の欠如）、薬剤耐性に関連するリスクは排除できないため、r-BST と薬剤耐性の関係に不確実性があると主張した。薬剤耐性の問題は FAO や WHO でも深刻な公衆衛生上の問題として広く取り上げられていると主張した。

今次会合では、JECFA が総会から質問されたすべての質問に回答している点では合意したが、JECFA の回答内容に対しては異なる意見が出されたため、第 38 回総会での検討のための CCRVDF としての合意に達することはできなかった。

*4：国内では、動物用医薬品としての承認及び飼料添加物としての指定はされておらず、申請もされていない。

*5：動物用医薬品の毒性及び摂取に関する入手可能なデータによると、GVP（Good Veterinary practice）に基づき動物用医薬品が使用された場合、食品中の残留物の喫食は、大きな安全マージンが存在し、健康上の懸念を示さないことから、数値による ADI を特定する必要がないことを意味する。

*6：動物の組織における残留物及びその濃度に関する入手可能なデータによると、GVP に基づき動物用医薬品が使用された場合、食品中の残留物の喫食は、大きな安全マージンが存在し、健康上の懸念を示さないことから、数値による MRL を特定する必要がないことを意味する。

（ジルパテロール^{*7}（ β 2-アドレナリン受容体作動薬））

JECFA は ADI を設定したが、MRL を勧告するには、データが不十分であったため、スポンサーに対してデータの必要性に関して更なる説明が行われた。その結果、今次会合までに追加データが JECFA 事務局に提出されたため、当該データを含めて第 81 回 JECFA 会合において評価を行った上で、改めて次回会合で検討することとされた。

*7：国内では、動物用医薬品としての承認及び飼料添加物としての指定はされておらず、申請もされていない。我が国においては、インポートトレランス申請に基づき、食品安全委員会が設定した ADI 0.083 μ g/kg 体重を踏まえて牛の筋肉などに 0.01ppm の基準を設定していることから、JECFA の評価結果を踏まえ、再度の食品健康影響評価依頼の必要性について検討する予定である。

議題 5 「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH^{*8}）を含む OIE からの活動報告

OIE が、事前に配布された討議文書 CX/RVDF 15/22/5 に基づき、CCRVDF と関連する OIE の活動報告を行った。OIE は、食品安全に対して動物の健康が寄与することにより、フードチェーン一体としての食品安全に OIE が重要な地位を占めているという認識の下、特に OIE の動物生産食品安全に関する作業部会（APFSWG）（Codex、FAO 及び WHO の専門家が参加）を通じて Codex と OIE が緊密に協力していることを称賛した。薬剤耐性菌問題について、関係する OIE のガイドライン等の更新、WHO の国際行動計画の策定への寄与、動物用抗菌剤の使用量の情報の収集・報告の標準化に関する OIE の新規作業等に FAO/WHO と緊密に協力して取り組んでいることを紹介した。さらに、OIE は、アウトリーチフォーラムの開催により VICH の活動が VICH の加盟国以外に拡大されて成功を収めていること、加盟国の獣医療を評価・改善するための手段としての

Performance of Veterinary Services (PVS) pathway の取組、OIE の national focal point セミナーにおいて動物用医薬品の規制、薬剤耐性菌及び VICH をトピックとしていること、OIE reference laboratory と加盟国の laboratory の活動によって加盟国の能力の向上に成功していることを紹介した。

日本からは、2015 年 10 月に日本で開催予定の第 5 回 VICH 公開会議の情報を提供し、各国からの参加を歓迎する旨発言した。

*8 : VICH (International Cooperation on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products) : 動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議のこと。日本、欧州及び米国の動物用医薬品規制当局及び動物用医薬品業界の代表者を主メンバーとし、動物用医薬品の承認申請資料作成に必要な試験の基準の調和を推進。

議題 6 最大残留基準値 (MRL) 及び食品中に残留する動物用医薬品のためのリスク管理の勧告 (RMR)

(a)動物用医薬品 (モネパンテル^{*9}) の MRL 案の検討 (ステップ 7)

(b)動物用医薬品 (デラカンテル^{*9}) の MRL 原案の検討 (ステップ 4)

今次会合では、第 78 回 JECFA により羊組織中のモネパンテルとデラカンテルの新たな MRL 案が勧告されたこと (議題 6 (c)) ことを受けて、第 21 回 CCRVDF においてそれぞれステップ 7 とステップ 4 とされた MRL 案 (第 75 回 JECFA により勧告) についての作業は継続しないことに合意した。

*9 : 国内では、動物用医薬品としての承認及び飼料添加物としての指定はされておらず、申請もされていない。

(c)動物用医薬品の MRL 原案の検討 (ステップ 4)

(デラカンテル)

JECFA 事務局から、第 78 回 JECFA では第 75 回 JECFA で設定された ADI を維持することとし、最初の評価で使用された 8 日間の休薬期間ではなく 6 日間の休薬期間に基づいた新たな MRL を勧告したこと、6 日間のデータを使用して、マーカ残留と総残留の比率が決定されたことが報告された。

JECFA 事務局は、第 78 回 JECFA と第 75 回 JECFA で勧告された脂肪の MRL が 10 倍異なることについて、使用した休薬期間を変更したためであり、脂肪中の残留量の速やかな消失とデータのばらつき (高い標準偏差) によるものであることを説明した。部会は、MRL 原案をステップ 5/8 で進めることに合意した。

(エマメクチン安息香酸塩^{*10})

JECFA 事務局は、第 78 回 JECFA 会合において、JMPR が以前に設定した ADI 値である 0-0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ を承認すると共に、公表された科学論文のデータ、各国機関の評価及び JMPR の評価に基づき MRL を勧告したと報告した。勧告された MRL の原案は、salmon (サケ) と trout (マス) のそれぞれについて、「筋肉」と「Fillet (自然の割合の筋肉+皮)」

について 100 μ g/kg であった。

Salmon と trout の 2 種の MRL を設定したことにに関して、ニュージーランドから、魚の通称としての salmon 及び trout がその魚種の学名と必ずしも一致しておらず、trout という名称には異なる目・科・属に属する魚が含まれてしまうことが指摘され、JECFA は、MRL を設定した魚種について明確にすること及びこれらの MRL をより広い分類である finfish に外挿することができるかどうか明確にするよう求められた。JECFA 事務局は、提出されたエマメクチン安息香酸塩のデータが主に salmon のものであったが、trout の残留減衰試験も含まれていたため、salmon の MRL を trout に外挿したと説明した。この 2 つの魚種ともに脂肪含有率が高いため、脂肪含有率が低い魚種も含む finfish への MRL の外挿については JECFA による検討が必要であることが指摘された。あまりに広い範囲へ外挿すること（例えば salmon から finfish への外挿）については、魚類には異なる代謝パターン（例えば海水魚と淡水魚、異なる水温の地域の魚）があることに注意して、科学的根拠に基づく外挿とすべきであるとされた。部会は、MRL 原案をステップ 5/8 で進めることに合意し、他の種類の魚に MRL を外挿する可能性に関する JECFA への要求については、優先順位リストの作業部会（会期内会合を開催）で検討することとされた（議題 8 (a)参照）。

*10：国内では農薬として登録されている。

（イベルメクチン^{*11}）

JECFA 事務局は、第 78 回 JECFA において、以前の評価においてまとめられたデータを評価し、牛筋肉中の MRL を分析法の定量限界の 2 倍に基づいて設定したこと、さらに、第 40 回 JECFA での食品暴露の計算には、牛筋肉からの摂取量の推定を含んでいるため、第 78 回 JECFA ではさらなる食品暴露の評価は実施されなかったことを報告した。EU、コスタリカ、米国、アルゼンチンなどの国は、牛筋肉中のイベルメクチンの MRL 原案は承認された内容に従った GVP を反映していないと主張した。それらの国は、ADI の再評価と MRL の設定を要求し、再評価により現在の GVP と一致した新たなより高い MRL の設定につながる可能性があるとして主張した。

再評価の要請があることから、今後の部会において新たな JECFA の勧告を考慮にいれて議論することとし、今次会合ではイベルメクチンの MRL をステップ 4 に留め置くことに合意した。

*11：国内では動物用医薬品として承認されている。

（ラサロシドナトリウム^{*12}）

JECFA 事務局は、第 78 回 JECFA において、ADI として 0-5 μ g/kg 体重を設定し、鶏、七面鳥、うずら及びきじについて MRL を勧告したが、産卵鶏への使用が承認されていないため鶏卵の MRL は勧告しなかったことを報告した。今次会合では、EU が消費者の短期暴露を推定するのに用いられる手法に関して concern form を提出し、また、カナダも提案された MRL は、ADI を超えるラサロシドの残留に消費者を暴露させる可能性があるとして

懸念を表明した。JECFA 事務局は、これらの懸念は、JECFA で議論が進行中であり、第 81 回 JECFA でさらに議論される予定の慢性と急性のリスク評価での仕分けについての議論に関するものであること、JECFA は、急性暴露の指標である急性参照用量 (ARfD^{*13}) を設定するための指針を作成しているところであり、EU の懸念に対応するための課題としては微生物学的 ADI が ARfD の有効な代替となるのか、また、急性暴露評価のための新しい手法を適用するにはデータが不十分である場合に急性暴露量の推定に TMDI^{*14} を用いることができるかということであった。

鶏卵の MRL に関して、一部の国と世界動物薬企業連合 (IFAH) は、産卵鶏用飼料において潜在的な交差汚染のリスクがあり、鶏卵中へのキャリーオーバーに対応するための鶏卵の MRL の必要性を主張した。EU は既に鶏卵の MRL を設定しており、既に国際貿易上の問題が生じていることが言及された。

今次会合では、薬剤添加飼料からのキャリーオーバーと交差汚染の問題への対処方針を作成することやこのような貿易問題に対応するための MRL を設定する柔軟性を許容することの必要性について議論した。今次会合では、EU とカナダの懸念に対処するため、第 81 回 JECFA の勧告に基づいて次回会合で議論することとし、ラサロシドナトリウムの MRL をステップ 4 に留め置くことに合意した。

また、米国を議長国 (カナダ副議長国) とする電子作業部会を設置して、キャリーオーバーのような意図しない理由による残留に対応して MRL を設定することの妥当性等の基本的な考え方等に関する討議文書を次回部会での議論に向けて作成することに合意した。

*12 : 国内では飼料添加物として指定されている。

*13 : ARfD (Acute Reference Dose) : 急性参照用量 : ヒトが 24 時間又はそれより短時間に経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される体重 1kg 当たりの摂取量のこと。

*14 : TMDI (Theoretical Maximum Daily Intake) : 理論最大一日摂取量 : 動物用医薬品等の化学物質について、最大残留基準値 (MRL) を元に推定される、理論上最大となる一日当たりの摂取量。MRL が設定されている (又は設定予定の) すべての食品について、動物用医薬品等が MRL の上限まで残留したと仮定して摂取量が算出される。

(モネパンテル)

JECFA 事務局は、新たなデータは提供されていないが、すでにモネパンテルの使用が承認されている各国で設定された最も短い休薬期間 (例えば 7 日間) に基づき新たな MRL を勧告したことを報告した。EDI^{*15} での推定摂取量は 1 日当たり 446 μ g/人であり、ADI 上限のおよそ 37%であった。EU は、消費者暴露が TMDI 法を用いて計算した場合、EU の ADI の 118%に相当するとして、MRL 案に対する懸念を表明した。TMDI の手法を使用することについて、JECFA 事務局は、第 18 回 CCRVDF において、慢性暴露のリスク評価には EDI が TMDI より適していることに合意したことを指摘した。

部会は、MRL の原案をステップ 5/8 で進めることに合意した。EU とノルウェーは上記の理由から留保を表明した。

*15 : EDI (Estimated Daily Intake) 推定一日摂取量 : 動物用医薬品等の化学物質について、すべての食品ごとに、一日当たりの平均摂取量とその食品中の動物用医薬品等の推定残留量をかけあわせて推定される一日当たりの合計の摂取量。可食部位の残留試験成績、調理加工等の影響等を考慮して推定され、TMDI に比べ、より実態に即した推定値と考えられている。

(d)動物用医薬品 (ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール) のリスク管理に関する勧告の原案の検討 (ステップ 4)

JECFA 事務局から、前回会合での要求により、4つのニトロイミダゾール化合物について、JECFA の前回の評価以降に公表された文献を広くレビューしたが、それらの文献では、データギャップを埋めることはできなかったことが報告された。しかしながら、これらの化合物と密接に関連する物質の毒性学的なプロファイルに基づき、人の健康に対する懸念は明確であるとされた。提示されたリスク管理勧告原案は、4つの化合物についてそれぞれ「JECFA の結論では、当該化合物又はその代謝物については、安全な食品中の残留濃度を確立するための消費者が許容できるリスクに関するデータが不足又は欠如しているが、重大な健康上の懸念は特定されている。規制当局は当該化合物が食品中に残留しないようにすべきである。このことは、当該化合物を食用動物に使用しないことによって達成され得る。」というものである。

日本、EU はじめ大多数の国々はこのリスク管理勧告原案を支持し、部会としてステップ 5/8 に進めることに合意した。オーストラリア、ブラジル、ニュージーランド及び米国は、JECFA のレビューとその結論の重要性は認めたものの、最後の文章「このことは、当該化合物を食用動物に使用しないことによって達成され得る。」については、規制当局に対するリスク管理の助言として不完全であること、また、リスク管理者としての各国の規制当局と Codex の役割の区別を明確にすべきとの理由で留保 (reservation) を表明した。

議題 7 はちみつ中の動物用医薬品^{*16} の MRL 設定に関する条項案 (「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」に含めるための案)

本議題は、前回会合において、Codex の手続マニュアルの「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原則」及び「動物用医薬品の MRL の設定のためのリスク評価方針」に「はちみつの MRL 設定において、各国のモニタリングデータを用いるなどの代替手法を用いて検討することができる」という主旨の文章を追記することについて、JECFA に代替手法での MRL 設定が可能かどうか意見を求めた上で検討することとされた議題である。

JECFA 事務局は、VICH が現在のはちみつ中の動物用医薬品の残留減衰試験法を開発中であることを認識しており、今後も新しい情報が利用可能になれば MRL の設定手法のレビューを継続していくと結論づけた。

ニュージーランド、アルゼンチン、ケニア、ナイジェリア等は、はちみつのような個別の食品を手続マニュアルに記載することに反対し、はちみつに限定しない記載にするために「はちみつ」の文言を削除する提案もされたが、一方では、「はちみつ」に限定

しない場合はケースバイケースで必要以上に幅広い解釈ができるようになることに対する懸念も示された。また、IFAH は、JECFA が作成したはちみつの MRL 設定のためのディッシュジョンツリーは明確化が必要であり、また、はちみつ中の残留は、はちみつの処理によるというよりは偶然の汚染物質であり、残留物は、はちみつ中では代謝されず、はちみつから排泄もされないため、残留データの収集方法はリスク評価にとって重要であると指摘した。アルゼンチン、コロンビア、ノルウェー、メキシコをはじめ多くの国々が VICH ガイドラインの完成を待ってこの問題のより詳細な決定を行うことを支持した。

結論として、CCRVDF が、JECFA にはちみつの MRL について代替手法を用いることを求めることなどはリスクアナリシスの原則のもとで CCRVDF の自由裁量の範囲であることから、現在の手続マニュアルの記載は変更しないことで合意した。

*16：みつばちに使用（投与）される物質は、コーデックスの手続きマニュアルにおいて動物用医薬品に該当するとされている。

議題 8 (a)JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

会期内に開催された優先順位リスト作業部会からの勧告を基に以下の検討がなされた。

①JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案に関しては、以下のコメントがあり、修正がなされた上で合意された。

- データの入手の可能性が不明な化合物については、JECFA 事務局が今後の JECFA 会合を設定する際に有益な情報となるため、リストに載せておくこと。ただし、第 23 回 CCRVDF 会合において、なおデータの入手可能性が不明の場合には、リストから削除すること。
- アモキシシリンの MRL 設定の要求を、“finfish”から“flat fish（カレイ目）”に修正し、他の“finfish”への MRL の外挿の可否について検討すること。
- 動物の肺やその他の可食臓器に残留するジルパテロール塩酸塩について検討する要求を含めること。

また、リスト中の特に重要な抗生物質についてはその旨注を付すが、当部会で設定される MRL についてはこのような注は不要であることが合意された。

②魚介類の MRL に関しては、JECFA に対して以下の要求をすることとされた。また、VICH において魚の残留試験に関する検討が進行中であることについても認識された。

- 1 つ以上の魚介類の種のデータに基づき、finfish、甲殻類、軟体動物の MRL、もしくは複数の類似グループの MRL を設定することが可能であるか否かについての評価を提供すること。
- エマメクチン安息香酸塩について、提案された MRL を finfish 全体やより適切なサブグループに外挿することを妨げる毒性学的な問題、食品からの暴露モデルの問題、分析法の問題等の有無についての評価を提供すること。

③CCRVDF における優先順位付けに必要な情報のテンプレートに説明のための注を付けることが合意された。

結論として、JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案について、第 38 回総会に進め、承認を諮ることで合意された。

議題 8 (b)各国が MRL 設定を必要とするデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動させるための代替的アプローチ

議題 8 (c) MRL 設定に関する各国の必要性に関するデータベース

電子作業部会の共同議長国であるコスタリカ及び米国より、各国が MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動するための情報を提供し得る手段を発見した旨の報告があった。また、米国は、各国が MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースの更新を引き続き行うこと、コスタリカと共に電子作業部会で作業することを提案した。

結論として、米国及びコスタリカを共同議長国とした電子作業部会を設置し、①文書を回付して、各国に MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースについて情報提供するよう求め、②回付文書に対する回答を基に、各国が MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースを米国が整備・維持することにより、JECFA による評価及び再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リストを作成するために必要な情報に関する世界的な調査を実行することで合意された。

議題 9 その他の事項及び今後の作業

今後の作業の提案はされなかった。

議題 10 次回会合の日程及び開催地

第 23 回 CCRVDF は 2016 年 10 月に米国で開催することが暫定的に計画されている。

(参考)

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
MRL 案 デラカンテル (羊組織) エマメクチン安息香酸塩 (サケ・マス組織) モネパンテル (羊組織)	5/8	・ 第 38 回総会
RMR 案 ジメトリダゾール イプロニダゾール メトロニダゾール ロニダゾール	5/8	・ 第 38 回総会
ゲンチアナバイオレットの RMR 原案	3	・ 第 23 回 CCRVDF
MRL 原案 イベルメクチン (牛組織) ラサロシドナトリウム (鶏、七面鳥、ウズラ、 キジ組織)	4	・ 第 23 回 CCRVDF
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用 医薬品の優先順位リスト原案	1,2,3	・ 第 38 回総会
MRL 案 (第 75 回 JECFA 勧告) デラカンテル (羊組織) モネパンテル (羊組織)	廃止	・ 第 38 回総会
はちみつ中の動物用医薬品の MRL 設定に関する条 項案(「CCRVDF が適用するリスクアナリシスの原 則」に含めるための案)	廃止	—
CCRVDF 作業のために優先順位を設定する格付け システムの設立に関する討議文書	—	・ 電子作業部会 [座長：フランス]
飼料に残留する医薬品のキャリーオーバーから生 じる食品中に意図せず存在する動物用医薬品に関 する討議文書	—	・ 電子作業部会 [座長：米国、カナダ]
各国が MRL 設定を必要とするデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動させるた め、CCRVDF に情報提供するための世界的な調査 (電子作業部会の報告)	—	・ 電子作業部会 [座長：米国、コスタリカ]
MRL 設定に関する各国の必要性に関するデータベ ース	—	・ 米国が回覧文書を作成

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回 総会**

日時 : 2015 年 7 月 6 日 (月) ~ 7 月 11 日 (土)
場所 : ジュネーブ (スイス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	第 70 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 関係部会の報告
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	コーデックス規格と関連文書の策定
	(a) ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
	(b) ステップ 5 の規格原案と関連文書
	(c) 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
	(d) 新規作業の提案
	(e) 作業中止の提案
	(f) コーデックス規格と関連文書の修正
6.	部会から総会に付託された事項
	(a) コーデックスの作業管理と執行委員会の機能
	(b) FAO/WHO 地域調整部会の再活性化
	(c) 部会から総会に付託された事項
7.	コーデックス戦略計画(2014-2019)の一般的な実施状況
8.	財政及び予算に関する事項

9.	FAO 及び WHO から提起された事項
	(a) Codex や参加国への科学的助言
	(b)FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動
	(c)コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
10.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
11.	議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名
12.	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
13.	その他の作業
14.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 38 回総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時：2015 年 7 月 6 日（月）～7 月 11 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 主要議題の検討内容

仮議題 4. 手続きマニュアルの改訂

<一般原則部会（CCGP）>

事項	概要	対処方針
一般原則部会の付託事項 （Terms of Reference） の修正案	CCGP の付託事項を現在の当部会の業務が明確化されたものとなるよう修正するもの。 第 37 回総会（2014 年 7 月）に諮られた修正案では、CCGP が新規作業を自ら実施できる（self-tasking）部会になってしまう可能性が FAO/WHO より指摘され、FAO/WHO から修正案が提示されたが、CCGP で再度議論することとなった。第 29 回 CCGP（2015 年 3 月）では、FAO/WHO から提示された修正案に所要の文言を追記した上で第 38 回総会へ諮ることに	CCGP で合意された修正案を支持して差し支えない。

	合意した。	
コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続きの修正案	<p>手続きマニュアル「コーデックス規格及び関連文書の策定のための手続き」のパート2「クリティカルレビュー」にある、新規作業提案の際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項について、「関連する他の部会で現在進行中の作業」を追記すると共に、クリティカルレビューの内容に「関連する部会間での作業の調整の必要性について助言する」を追加する修正案。第37回総会（2014年7月）では、CCGPへ差し戻しとなったが、第29回CCGP（2015年3月）で再び検討がなされた結果、前回の修正案のまま第38回総会へ諮ることに合意した。</p>	CCGPで合意された修正案を支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
マイナー作物に係る残留農薬基準値（MRL）設定の促進のためのガイダンス文書	「マイナー作物のMRLを促進するためのガイダンス文書」について、CCPRが適用するリスクアナリシスの原則の付属書として追加するもの。	CCPRで合意された案を支持して差し支えない。

仮議題 5. コーデックス規格と関連文書の策定

仮議題 5 a. ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	対処方針
果実缶詰の規格改訂案（一般条項部分）	既存の個別の果実缶詰の規格を一つに統合し、新たに包括的な果実缶詰の規格策定を行うもの。	CCPFV で合意された案を支持して差し支えない。
果実缶詰の規格改訂案のマンゴー缶詰の付属書原案	マンゴーの規格（CODEX STAN 159-1987）が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	CCPFV で合意された案を支持して差し支えない。
急速冷凍野菜の規格改訂案（一般条項部分）	既存の個別の急速冷凍野菜の規格を一つに統合し、新たに包括的な急速冷凍野菜の規格策定を行うもの。	CCPFV で合意された案を支持して差し支えない。
果実缶詰の規格改訂案の西洋梨缶詰の付属書原案	西洋梨缶詰の規格（CODEX STAN 61-1981）が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	CCPFV で合意された原案を支持して差し支えない。
急速冷凍野菜の規格改訂案の付属書原案	急速冷凍のネギ、ニンジン、穂軸付きトウモロコシ及び全粒トウモロコシの付属書原案。対応する急速冷凍野菜の規格が廃止され、当該規格にとって代わるもの。	CCPFV で合意された原案を支持して差し支えない。
朝鮮人参製品の規格原案	朝鮮人参製品の地域規格を世界規格に変更するもの。	CCPFV で合意された原案を支持して差し支えない。
加工果実・野菜の規格の	たけのこ缶詰の規格（CODEX STAN 241-2003）、特	CCPFV で合意された修正案を支持して差し支えない。

食品添加物条項	定の野菜缶詰規格のマッシュルーム缶詰の付属書（CODEX STAN 297-2009）及びクリ及びクリピューレの缶詰の規格（CODEX STAN 145-1985）について、食品添加物条項の見直し作業を行うもの。	い。
果実及び野菜漬物の規格の食品添加物条項及び充填剤条項の修正	果実及び野菜漬物の規格（CODEX STAN 260-2007）の食品添加物条項を食品添加物の一般規格（GSFA、CODEX STAN 192-1995）を参照する記載とし、野菜漬物のための充填剤条項を修正するもの。	CCPFV で合意された修正案を支持して差し支えない。

<アジア地域調整部会（CCASIA）>

事項	概要	対処方針
非発酵大豆製品の地域規格案	非発酵大豆製品（豆腐、豆乳等）の製品分類、品質等を規定した地域規格案。 第19回 CCASIA（2014年11月）では、非発酵大豆製品の表示について、「soybean milk」等は「milk」ではなく「beverage」を使用するが、表示の条項に各国の国内規則・習慣等にしがって、本規格で規定した名称以外の名称も表示してよい旨の規定を追記することに合意した。表示の条項は第43回 CCFL（2016年5月）に送付される予定。第47回 CCFA（2015年3月）で承認されなかった3つの食品添加物については第20回 CCASIA（2016年9月）で検討される。	CCASIA で合意された案を支持して差し支えない（ただし、食品添加物条項については CCFA での合意事項に従う）。
テンペの地域規格の食品	テンペの地域規格について、CCMAS 及び CCFA の勧	CCASIA で合意された案を支持して差し支えない

<p>添加物条項及び分析・サンプリング法条項の修正</p>	<p>告に基づき修正を行うもの。 テンペの脂質含有量の分析法について、第 19 回 CCASIA (2014 年 11 月) において、従来の分析法を他の分析法に置き換えることに合意したが、第 36 回 CCMAS (2015 年 2 月) では、従来の分析法を維持し、特にアジアの関係国に対して他の分析法のテンペに対する適用可能性について情報を求めることに合意した。</p>	<p>(ただし、脂質含有量の分析法については、CCMAS での合意事項に従う)。</p>
-------------------------------	--	--

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	対処方針
<p>食肉製品の個別食品規格の食品衛生に関するセクションの修正</p>	<p>食肉製品に関する 5 つの個別食品規格について、食品衛生に関するセクションを統一的な文章に置き換えるもの。</p>	<p>CCFH で合意された修正案を支持して差し支えない。</p>
<p>食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (<i>Trichinella</i> spp.) の管理のためのガイドライン案</p>	<p>イノシシ科動物の肉中のトリヒナについて、リスクに基づく管理措置を実施するためのガイドライン案。 第 37 回総会において、セクション 7.3「リスクに基づく管理措置の選定」及び 9「モニタリングと見直し」について再度議論するよう勧告され、第 46 回 CCFH で再度検討し、文言の追加・修正を行ったもの。</p>	<p>CCFH で合意された修正案を支持して差し支えない。</p>
<p>水分含量が低い食品の衛生実施規範原案</p>	<p>水分含量が低い食品 (Low Moisture Food, LMF) (水分活性 0.85 以下) 全体をカバーする一般的な規定を示す衛生実施規範原案。</p>	<p>CCFH で合意された原案を支持して差し支えない。</p>

	<p>なお、個別の LMF 乾燥果実・野菜、ナッツ類等) に関する既存の衛生実施規範を本規範の付属書とするか等については次回 CCFH (2015 年 11 月) で検討される予定。</p>	
--	---	--

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	対処方針
<p>必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂案</p>	<p>必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CAC/GL 9-1987)について、義務、任意の栄養素の添加に関する定義、栄養素の摂取量に関するモニタリング及び必須栄養素の添加の原則等について文言の修正等を行うもの。</p>	<p>CCNFSDU で合意された改訂案を支持して差し支えない。</p>
<p>栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) における表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案</p>	<p>信頼できる科学機関 (RASB) の要件※に適合している機関の承認及びビタミン C、亜鉛、セレン、モリブデン、マンガン、フッ素の必要量に基づく栄養参照量 (NRV-R) を設定するもの。</p> <p>※・FAO/WHO 以外で 1 つ以上の政府又は地域当局によって支持されている機関であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、1 日当たりの摂取目安量に関して、独立かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること ・その科学的助言が 1 ヶ国以上の政策で活用されていること。 	<p>CCNFSDU で合意された改訂案を支持して差し支えない。</p>

カリウムの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量の候補値に関する原案	カリウムの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量（NRV-NCD）を3,500mgと設定し、栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）の該当箇所への追記及び既存の脚注を修正するもの。	CCNFSDU で合意された原案を支持して差し支えない。
栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）のAnnexの修正	栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）のAnnexについて、3.2.1.「NRVs-Rに係る栄養素と適切な根拠の選択」の文言の修正を行うもの。	CCNFSDU で合意された修正案を支持して差し支えない。
乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CODEX STAN 72-1981）中の食品添加物リストの改訂原案	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格（CODEX STAN 72-1981）中の食品添加物リストにオクテニルコハク酸でんぷんナトリウムとグリセリンクエン酸脂肪酸エステルを追加するもの。	CCNFSDU で合意された改訂原案を支持して差し支えない。
乳幼児向けの特用途食品の栄養成分のアドバイザーリスト（CAC/GL 10-1979）におけるクエン酸亜鉛の追加提案	乳幼児向けの特用途食品の栄養成分のアドバイザーリスト（CAC/GL 10-1979）中の表「乳幼児向けの特用途食品の無機塩と微量元素のアドバイザーリスト」に、クエン酸亜鉛の項目を追加するもの。	CCNFSDU で合意された案を支持して差し支えない。
グルテン不耐症者向け特用途食品の使用に関する規格（CODEX STAN 118-1981）の改訂案	グルテン不耐症者向け特用途食品の使用に関する規格（CODEX STAN 118-1981）にある商品名（KAMUT）を一般名（Khorasan wheat）と改訂するもの。	CCNFSDU で合意された改訂案を支持して差し支えない。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CAC/RCP 36-1987) の許容される前荷リストの改定	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CAC/RCP 36-1987) の別表 2「許容される前荷リスト」を改定するもの。	CCFO で合意された案を支持して差し支えない。
コーデックス規格における受託/任意適用	油脂に関する規格における付属書の“voluntary application (任意適用)”の趣旨を明確にするため、記述を変更するもの。	CCFO で合意された案を支持して差し支えない。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析・サンプリング法の承認	加工果実・野菜部会 (CCPFV) 関係、油脂部会 (CCFO) 関係、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 関係及び乳及び乳製品中の乳タンパク質の分析法を承認するもの。	CCMAS で合意された案及び原案を支持して差し支えない。
国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則 (説明部分)	2013 年に採択されている、国際食品貿易における食品のサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則 (CAC/GL 83-2013) に、「説明 (Explanatory Note)」を追加統合するもの。	CCMAS で合意された原案を支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	対処方針
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂案及び改訂原案	直接消費用の果実ジュース及びネクター（パッションフルーツ、ベリー類及びその他の小型果実類からのみを原料とするものを除く）、果実缶詰（ベリー類及びその他の小型果実類の缶詰を除く）、野菜缶詰（アブラナ科野菜類の缶詰、葉菜類の缶詰、マメ科野菜類の缶詰を除く）、ベリー類及びその他の小型果実類（クランベリー、カラント、エルダーベリーを除く）、アブラナ科野菜類、マメ科野菜類、ウリ科の果菜類、ウリ科以外の野菜類（キノコ類を除く）中の鉛の最大基準値を設定するもの。	CCCF で合意された案及び原案を支持して差し支えない。
特定品目中のデオキシニバレノールの最大基準値案（サンプリングプラン及び分析法の性能規準を含む）	乳幼児用穀類加工品におけるデオキシニバレノール（DON）の最大基準値を 0.2 mg/kg（dry matter basis）、小麦、トウモロコシ及び大麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレークにおける DON の最大基準値を 1 mg/kg、加工用途向けの穀類（小麦、トウモロコシ及び大麦）における DON の最大基準値を 2 mg/kg と設定するもの。	CCCF で合意された案を支持して差し支えない。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
食品添加物の同一性及び	第 79 回 JECFA（2014 年 6 月）が新規に評価した食	CCFA で合意された案及び原案を支持して差し支え

純度に関する規格の原案	品添加物 1 品目、過去に評価した食品添加物 10 品目及び新規の香料 25 品目の同一性及び純度に関する規格原案。	ない。
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	<ul style="list-style-type: none"> ・GSFA の表 3 に規定されている食品添加物を表 3 の付表に掲載されている食品分類に使用する場合には、GSFA の表 1、表 2 に当該食品添加物を規定しなければならない。GSFA の表 3 の付表に記載されている食品分類について、第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) が合意した食品添加物条項の修正案及び原案。 ・GSFA の表 3 にシクロテトラグルコース (INS 1504(i))、シクロテトラグルコースシロップ (INS 1504(ii)) を加える改訂原案。 ・GSFA の食品分類 8.2.2 (食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品で加熱処理されたもの) 及び食品分類 8.4 (食用ケーシング) におけるナイシン (INS 234) の食品添加物条項原案。 	CCFA で合意された案及び原案を支持して差し支えない。
食品添加物の国際番号システム (INS) (CAC/GL 36-1989) の修正案及び原案	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	CCFA で合意された案及び原案を支持して差し支えない。
ブイヨン及びコンソメの規格 (CODEX STAN 117-1981) における食品	「ブイヨン及びコンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981)における食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、「ブイヨン及びコンソメの規	CCFA で合意された改訂案を支持して差し支えない。

添加物条項と GSFA の関連条項の整合	格」の食品添加物条項を改訂するもの。	
GSFA の食品分類 12.5 「スープ及びブロス」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項の改訂	GSFA の食品分類 12.5 「スープ及びブロス」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項を改訂するもの。	CCFA で合意された改訂案を支持して差し支えない。
5 つの食肉関連の個別食品規格の整合性に関連した GSFA の食品添加物条項の修正	食肉関連の個別食品規格の食品添加物条項と、GSFA の関連条項の整合を図るため、GSFA の食品添加物条項を修正するもの。	CCFA で合意された修正案を支持して差し支えない。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	対処方針
残留農薬基準値 (MRL) 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 47 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 32 農薬の MRL 原案。	CCPR で合意された原案を支持して差し支えない。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
デラカンテル (羊組織)、エマメクチン安息香酸 (サケ・マス組織) 及びモネパンテル (羊組織)	デラカンテル (羊組織)、エマメクチン安息香酸 (サケ・マス組織) 及びモネパンテル (羊組織) の MRL 原案	CCRVDF で合意された原案を支持して差し支えない。

の MRL 原案		
動物用医薬品（ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール）のリスク管理に関する勧告の原案	人への健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を勧告していない当該動物用医薬品に対するリスク管理の勧告を、「食用動物に使用するべきではない」とするもの。	CCRVDF で合意された原案を支持して差し支えない。

<糖類部会（CCS）>

事項	概要	対処方針
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案	第 34 回総会（2011 年 7 月）でコロンビアより提案された分蜜せずに脱水したさとうきび汁（日本名は「黒糖」「黒砂糖」）の規格案。前回総会において、規格の検討期間を 1 年延長することが承認された。	我が国に流通する当該製品の実態を反映させるため、規格案の還元糖含有率の下限値が 1.5%となるよう適宜対処したい。

Part2 総会でステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	対処方針
牛ソマトトロピン（BST）の MRL 案	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 第 35 回総会（2012 年 7 月）で、JECFA に再評価を依頼した上で、その結果を CCRVDF に送付し、総会	JECFA による再評価の結果は「ADI を特定しない」で従前と変わらず、BST の残留が食品に通常含まれる量の範囲であれば、特定の MRL 設定は不要であ

	<p>に対して勧告を求めることとされ、現在までステップ 8 で保留されている。</p> <p>第 78 回 JECFA (2013 年 11 月) の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDF (2015 年 4 月) で議論されたが合意に至らず、第 38 回総会で検討することとなっている。</p>	<p>るとの立場で、適宜対処したい。</p>
--	--	------------------------

仮議題 5b. ステップ 5 の規格原案と関連文書

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
魚油の規格原案	<p>第 24 回 CCFO (2015 年 2 月) において、魚油／濃縮魚油の定義等の主要な項目について合意がなされたもの。</p>	<p>ステップ 5 で採択することを支持して差し支えない。</p>

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	対処方針
玄米中の無機ヒ素の最大基準値原案	<p>玄米中の無機ヒ素の最大基準値案を設定するもの。</p> <p>経済的な影響等を考慮した結果、ML 超過率が適当である 0.35 mg/kg をステップ 5 として総会へ諮ることとなった。</p> <p>我が国は、我が国を含む各国の実態データをもとに、GSCTFF における ML 設定の規準に則り 0.4 mg/kg</p>	<p>コンセンサスに従う。</p> <p>万が一、CCCF で合意された基準値よりも低い値が提案された場合は反対する。</p>

	を主張（EU、ノルウェーは 0.25 mg/kg）し、留保した。	
穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 51-2003）の改訂原案	穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関して新たな技術や規範があることが確認されたことを受けて改訂作業を行っているもの。 第 9 回 CCCF（2015 年 3 月）において、本文のみステップ 5 に進め、付属書についてはステップ 2 に戻すことが合意された。	ステップ 5 で採択することを支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
MRL 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 47 回 CCPR（2015 年 4 月）においてステップ 5 で合意された 2 農薬の MRL 原案。	ステップ 5 で採択することを支持して差し支えない。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	対処方針
プロセスチーズの規格原案	第 37 回総会（2014 年 7 月）にて規格策定作業の再開を決定し、物理的作業部会（議長国：ニュージーランド、ウルグアイ）において規格原案を作成したもの。	ステップ 5 で採択することを支持して差し支えない。

仮議題 5 c 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	対処方針
西洋梨缶詰、マンゴー缶詰、急速冷凍ニンジン、急速冷凍軸付きトウモロコシ、急速冷凍ネギ、急速冷凍全粒トウモロコシの規格の廃止	果実缶詰の規格、急速冷凍野菜の規格に統合するにあたり、西洋梨缶詰、マンゴー缶詰、急速冷凍ニンジン、急速冷凍軸付きトウモロコシ、急速冷凍ネギ、急速冷凍全粒トウモロコシの規格の廃止するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	対処方針
GSCTFF における鉛の最大基準値の廃止	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、鉛の最大基準値の改訂作業に伴い、グレープフルーツ缶詰、マンダリンオレンジ缶詰、マンゴー缶詰、パイナップル缶詰、フルーツカクテル缶詰、熱帯果実サラダ缶詰、アスパラガス缶詰、ニンジン缶詰、成熟した加工済みエンドウマメ缶詰、キノコ類缶詰、パルミート(ヤシの芯)缶詰及びスウィートコーン缶詰について、現行の鉛の最大基準値を削除するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
GSFA における食品添加物条項の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 47 回 CCFA（2015 年 3 月）が食品分類 9.2（加工魚及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む））で規格を策定することに合意した食品添加物のうち、食品分類 9.2 のサブカテゴリー（食品分類 09.2.1、09.2.2、09.2.3、09.2.4、09.2.5）で既に規格が設定されているクエン酸二水素一カリウム、クエン酸三カリウム、クエン酸三ナトリウムについてサブカテゴリーの規格を廃止するもの。 ・ JECFA の同一性及び純度に関する規格がない 8 つの添加物（酒石酸二カリウム（INS336(ii)）、酒石酸一カリウム（INS336(i)）、酒石酸ナトリウム（INS335(i)）、アジピン酸カリウム（INS357）、アスコルビン酸カリウム（INS303）、リンゴ酸カリウム（INS351(ii)）、プロパン（INS944）、アジピン酸ナトリウム（INS356））の食品添加物条項を廃止するもの。 	廃止することを支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
削除が提案された MRL	第 47 回 CCPR において合意された、既存の 15 農薬の MRL を廃止するもの。	廃止することを支持して差し支えない。

仮議題 5 d 新規作業の提案

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	対処方針
食品の輸出入を支持する国間の情報交換（質問票を含む）の原則及び／又はガイドライン	輸出国の食品管理システムの評価及び輸出の受入の支持のため、輸出入国間の情報の交換及び管理に関する原則及びガイドラインを作成するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
国内の食品管理システムの実施状況のモニタリングに関するガイダンス	各国の食品管理システムの実施状況をモニタリング及び評価に関するガイダンスを作成するための新規作業提案。	新規作業提案として採択することを支持して差し支えない。
食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 19-1995）の改訂	<p>現行の「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 19-1995）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①INFOSAN（国際食品安全当局ネットワーク）、FAOが策定したEMPRES Food Safety（食品安全のための緊急予防システム）、IHR（国際保健規約）（2005）等の入手可能な情報 ②役割及び責任、種々の関係者の関与、透明性をもったコミュニケーション及び情報交換等の最近提唱された原則 ③食品安全緊急事態に対応する原則 	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

	の要素を含めるための改訂を行うための新規作業提案。	
輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997) の改訂	<p>「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997)」について、スコープに動物用飼料に係る記載を含める他、</p> <p>①不合格品に関する情報交換は主管官庁だけでなく、その他の関連する機関も対象とする</p> <p>②食品/飼料の受入拒否時の措置に関する既存のコーデックス文書(特に「輸入管理システムに係るガイドライン (CAC/GL 47-2003))及び「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 19-1995)」との整合性を図る</p> <p>③改訂するガイドラインは CAC/GL 19-1995 のスコープ及びカバーしている範囲のすみわけを明確にする</p> <p>等の修正を行うための新規作業提案。</p>	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	対処方針
育種選別による栄養強化 (Biofortification) の定義	既存のコーデックスガイドラインでは、「Biofortification (育種選別により作物中の栄養素の含有量を高める技術)」に関する定義が存在せず、当該技術により栄養強化された原材料を含む加工食品	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

	等の特徴を表示として表現することが難しいことから、「Biofortification」に関する定義を明確にするための新規作業提案。	
EPA 及び DHA の NRV の設定に関する新規作業提案	国際食品サプリメント協会から提案された、EPA 及び DHA の栄養参照値 (NRV-NCD) を設定するための新規作業提案。 第 36 回 CCNFSDU (2014 年 11 月) において、我が国は EPA 及び DHA を含む全ての ω -3 脂肪酸を対象とした NRV-NCD を設定すべき旨発言している。	コンセンサスに従う。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
名前のついた植物油規格：高オレイン酸パーム油の追加	名前の付いた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) に、高オレイン酸パーム油の規格を追加するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
名前のついた植物油の規格：ピーナッツ油の脂肪酸組成・品質要因の改訂	名前の付いた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) に、ピーナッツ油の脂肪酸組成及び品質要素の改訂を行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
オリーブ油及びオリーブ粕油の規格：カンペステロールの上限値の改訂	オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CODEX STAN 33-1981) のカンペステロール含有量の上限値について改訂を行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	対処方針
スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範及び必要に応じて特定のかび毒及び香辛料の組合せ毎の付属書を作成するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
GSFA の食品分類 01.1 「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂案	GSFA の食品分類 01.1 「乳及び乳飲料」とそのサブカテゴリーを改訂するための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。
それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂案	「それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格」（CODEX STAN 107-1981）及び「香料の使用に関するガイドライン」（CAC/GL 66-2008）との間で、香料に関する用語が整合していないため、CODEX STAN 107-1981 の改定を行うための新規作業提案。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
農薬に関するコーデックス優先リストの設定	JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評	CCPR で合意された案を支持して差し支えない。

(新規評価と定期的再評価の対象農薬)	価) を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。	
--------------------	----------------------------	--

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要	対処方針
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。	CCRVD で合意された案を支持して差し支えない。

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	対処方針
デイリーパーミエイトパウダー	第 37 回総会 (2014 年 7 月) での議論の結果、電子作業部会 (議長国: デンマーク、ニュージーランド) にてプロジェクトドキュメントを改訂し、今次総会で再度提案することとなったもの。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

事項	概要	対処方針
キヌア	本総会においてポリビアが新規作業として提案しているもの。	新規作業として採択することを支持して差し支えない。

仮議題 5e 作業中止の提案

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	対処方針
乳幼児用穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規規格 (PartB) を挿入することに関する修正原案	穀物を原料とした栄養補助食品について新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を検討したが、低体重の多くが発育不全によるもので、穀物を原料とした栄養補助食品などのエネルギー密度の高い食事では、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起こしかねないこともあり、本作業の目的について合意が得られなかったため、作業を中止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	第 47 回 CCFA が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項について規格の策定作業を中止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
羊組織中のデラカンテル及びモネパンテルの	第 78 回 JECFA (2013 年 11 月) の評価結果に基づき羊組織中のデラカンテル及びモネパンテルの MRL 原	作業の中止を支持して差し支えない。

MRL 原案	案が新たに作成されたことに伴い、第 75 回 JECFA (2011 年 11 月) の評価結果に基づく MRL 原案を廃止するもの。	
--------	---	--

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	対処方針
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付 属 文 書 (CAC/GL 21-1997)	JEMRA が作成した「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書には、微生物規準の設定と適用のための統計的及び数学的な考察を理解するために必要なすべてのガイダンスを含んでいるため、コーデックスとして附属文書を作成する必要がないことから、作業を中止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	対処方針
食品又は飼料中の残留農薬基準値 (MRL) 案	CCPR で廃止することが合意された MRL 案を廃止するもの。	作業の中止を支持して差し支えない。

仮議題 5 f コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	対処方針
食品中の微生物規準の設定	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及び	本修正案を支持して差し支えない。

定と適用に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 21-1997)	ガイドライン (CAC/GL 21-1997) のセクション 4.5、4.8 及び 4.9 に JEMRA が作成した「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書への言及を脚注で挿入するもの。	
モッツァレラチーズの規格 (CODEX STAN 262-2006)	モッツァレラチーズの規格 (CODEX STAN 262-2006) のセクション 4. 食品添加物の機能クラスの科学的正当性についての表に、水分の多いモッツァレラチーズの表面に対する保存料及び固結防止剤目的の使用を追加するもの。	本修正案を支持して差し支えない。

仮議題 6. 部会から総会に付託された事項

仮議題 6 a. コーデックスの作業管理と執行委員会の機能

事項	概要	対処方針
コーデックスの作業管理と執行委員会の機能	第 37 回総会 (2014 年 7 月) において、コーデックスの作業管理を評価するために、①コーデックス事務局主導の内部評価を行った後に外部評価を行う 2 段階のプロセスを進めること、②具体的な評価の範囲及び進め方については FAO/WHO の協力の下、コーデックス事務局が討議文書を準備の上、第 29 回 CCGP (2015 年 3 月) において検討すること、討議文書には 2002 年のコーデックス評価の実施状況の分析を含	コーデックスの部会運営及び規格策定作業がより効率的かつ効果的なものとなるよう適宜対処したい。

	<p>め、執行委員会の効率性及び代表性に関する事項についても取り扱うこととされたもの。</p> <p>コーデックス事務局が準備した討議文書では、改善可能な5つの分野として、①マンデートと優先度、②コーデックスプログラムの管理とFAO/WHOとの連携、③コーデックスの戦略的ガバナンスー執行理事会（Executive Board (CX-EB))、④コーデックス部会の構造、⑤部会の効率的な作業が特定されている。</p> <p>第29回CCGPでは、コーデックス事務局が準備した討議文書に基づき、合意などを求めないオープンな議論がなされた。</p>	
--	---	--

仮議題6 b. FAO/WHO 地域調整部会の再活性化

事項	概要	対処方針
FAO/WHO 地域調整部会の再活性化	<p>地域調整部会がより効率的に活動するための再活性化の方法に関する議論を促すことを目的として、コーデックス事務局がFAO/WHOと協力して討議文書を作成し、6地域調整部会で議論されたもの。</p> <p>コーデックス事務局が作成した討議文書では、①地域調整部会の議題の協調、②情報共有のためのオンラインプラットフォームの構築、③地域のニーズ及び関心事項の特定方法、④地域戦略計画の必要性に関する提</p>	<p>コーデックス事務局より提案されている勧告が地域調整部会の再活性化につながるのか更なる議論が必要の立場で、適宜対処したい。</p>

	<p>案がなされている。</p> <p>第 19 回 CCASIA (2014 年 11 月) は、概ねコーデックス事務局の提案に賛同した。</p> <p>第 38 回総会では、各地域調整部会での検討結果に基づき、コーデックス事務局より提案されている上記①～④に係る勧告について議論される予定。</p>	
--	---	--

仮議題 6 c. 部会から総会に付託された事項

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	対処方針
生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) における麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法	生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) におけるセクション I-8.6.2 麻痺性貝毒の生物学的又は機能的分析法を承認するもの。	CCMAS で合意された案を支持して差し支えない。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	対処方針
牛ソマトトロピン (BST) の MRL 案	議題 5a 参照	議題 5a 参照

仮議題 7. コーデックス戦略計画(2014-2019)の一般的な実施状況

事項	概要	対処方針
コーデックス戦略計画 (2014-2019) の一般的な実施状況	コーデックス戦略計画 (2014-2019) の各部会における実施状況が報告され、第 70 回執行委員会の検討結果とともに議論される。	第 70 回執行委員会の検討結果を踏まえつつ、情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 8. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	対処方針
財政及び予算に関する事項	<p>コーデックス財政及び予算に関して、2014-2015 期支出状況及び 2016-2017 期予算が報告される。</p> <p>また、第 37 回総会(2014 年 7 月)において、FAO/WHO の科学的助言の提供に関する予算を持続的に確保するため、以下のオプションが FAO 及び WHO から示され、これらについて議論が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.科学的助言に関する予算をコーデックス全体の予算へ統合する 2.非政府組織を対象とした、新しい基金を設立する 3.科学的助言のための基金を設立し、メンバー国の食品輸出額に応じて任意拠出寄付金を集める <p>第 38 回総会では、食品に関する科学的助言のための国際基金 (GIFSA) の教訓及び他の機関における類似</p>	第 70 回執行委員会の検討結果を踏まえつつ、コーデックスの活動及び FAO/WHO の科学的助言に関する活動が効率的かつ継続的に行われることを確保する観点から情報収集に努め、適宜対処したい。

	の取り組みについての分析を含む補足文書を FAO 及び WHO が準備をした上で、上記の3つのオプションについて再度議論することとなっている。	
--	---	--

仮議題 9. FAO 及び WHO から提起された事項

仮議題 9 a. Codex や参加国への科学的助言

事項	概要	対処方針
Codex や参加国への科学的助言	FAO 及び WHO がコーデックス及び参加国に提供した科学的助言について報告される。	情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 9 b. FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動

事項	概要	対処方針
FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動	FAO 及び WHO が世界及び地域で行った能力開発に関する活動について、報告される。	情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 9 c. コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

事項	概要	対処方針
コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO	コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を	2014 年は、厚生労働省より US\$50,000、農林水産省より US\$50,000 を拠出した。現行の信託基金につい

<p>合同計画及び信託基金</p>	<p>通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況について報告される。</p> <p>また、本年末に終了する現行の信託基金についての最終評価結果及び、2016年から開始する予定の新たな信託基金の活動内容案について報告される。</p>	<p>での最終評価結果については、適宜聴取したい。</p> <p>新たな信託基金においては、基金の用途・目的及び達成度の指標が明確であり、発展途上国のコーデックス規格策定の参画に有用なものであるならば、引き続き支援する立場で適宜対処したい。</p>
-------------------	--	--

仮議題 10. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	対処方針
<p>コーデックス委員会とその他の国際機関との関係</p>	<p>WTO、IAEA、OIE 等の国際政府機関及び ISO 等の国際非政府機関から、コーデックスの活動に関する取組について報告がなされる予定。</p>	<p>IAEA から我が国での原発事故に関連する事項について報告がなされる予定であり、関連国際機関の活動に謝意を表すると共に、我が国の現状について情報提供したい。その他については、情報収集に努め、適宜対処したい。</p>

仮議題 11. 議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名

事項	概要	対処方針
<p>コーデックス委員会の議長、副議長、地域代表国の選出及び地域調整国の指名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長及び副議長は通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは2回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は1期目であることから、再度立候補が可能である。 ・地域代表国は、各7地域から1カ国ずつ、総会の代 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長及び副議長については、現在の議長及び副議長の再選を支持する方向で適宜対処したい。 ・地域代表国については、適宜対処したい。 ・次期アジア地域調整国については、インドが指名されるよう適宜対処したい。

	<p>表として選出される。任期満了（1期2年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期地域調整国（任期：1期2年、再選可）の指名が行われる。アジア地域は、第19回 CCASIA（2014年11月）でインドが推薦されている。 	
--	---	--

仮議題12. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	対処方針
コーデックス部会の議長国の指名	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	現在の議長国を支持して差し支えない。

仮議題13. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題14. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう適宜対処したい。